

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

官報
號外
昭

昭和四十五年四月十日

租税特別措置法の一部を改正する法律案
同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。
訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
道路交通法の一部を改正する法律案
検疫法の一部を改正する法律案

等に対する譲与等に關する法律の一部を改正する法律
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に
伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
昨九日議長において、左の常任委員の辞任を許可す

○ 第六十三回
國會參議院會議錄第十一期

昭和四十五年四月廿日(金曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第十一号

午前十時開議

に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四
一五三支農業面積二〇、二二

十五年度農業施策について

第二 豊業者年金基金法案及び豊田年金基金

(趣旨説明) 第三 防衛施設等の一部を改正する法律案

(趣旨説明)

第四 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

卷之三

の本日の会議に付した案件

一、請假の件

一、緊急質問の件

以下 議事日程のとおり

卷之三

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略

たします。

1

昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許

内
し
た。

內閣委員 岩動 鈴木 道行君
地方行政委員 強君

昭和四十五年四月十日 參議院会議録第十一号

議長の報告

昭和四十五年四月十日 参議院会議録第十一号 議長の報告 会議 請假の件 緊急質問の件

三

旨の通知書を受領した。

よりお答えを願います

アジア統計研修所の設立及び運営のための援助に關する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について承認を求めるの件
旅券法の一部を改正する法律案

外務委

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。
この際、おはかりいたします。

農地法の一部を改正する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案
農林水産委員会に付託

商工委員会に付託

宇宙開発委員会設置法の一部を改正する法律案
科学技術振興対策特別委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

（第三回）
同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

目的 方隊員方隊員は別に一発を打つが方隊員

一、派遣委員

林上春齋
竹田現照
赤闇文三
近藤英一郎

卷之三

派遣地 大阪府
期間 四月十日 一日間(往復航空機利用)

一、費用 概算八〇、五〇〇円

右の通り議決した。よつて參議院規則第一百八十九条の二により承認を求めます。

昭和四十五年四月九日

參議院議長 重宗 雜二
商工委員長 村上 春藏

同上
重宗 始三回

同院において本院の修正に同意した旨の通知

國立学校設置法の一部を改正する法律案

内閣衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

大谷賛雄君から病氣のため二十九日間請暇の申出がございました。

○議長(重宗雄三君) これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) この際、緊急質問の件につき、おはかりいたします。

龜田得治君から、大阪ガス大爆発事故に関する緊急質問が提出されております。

龜田君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。龜田得治君。

〔龜田得治君登壇 拍手〕

○龜田得治君 私は、共産党を除く各会派を代表して、四月八日の大阪のガス爆発事故につきお尋ねいたします。

初めに、私は、今回の事故により被害を受けられた方々、特に身内の者をなくされた方々に対し、つっこんでお悔やみ申し上げます。(拍手)

私も昨日さつそく現地に参り、時間の許す限り調査いたしてまいりました。今後再び絶対にこのような惨事を起こしてはならないとの立場から、これらの調査資料を参考にしながら若干質問をいたしたいと思います。

まず最初に、総理は、今回の事故に対してその政治責任を強く感じておられるかどうかという点であります。災害発生についての個々の問題点については後ほど関係大臣にお聞きいたしますが、要するに、今回の惨事は、日本の政治が全体としてどんな場合でも人命の尊重と安全、このことを最優先させるとの姿勢に欠けていた結果と言わなければなりません。政府も一応ことはとして活動との関係が出てまいりますと、いつも後退するのであります。このことは各種の公害問題に対する立法や行政措置にもあらわれておるのであります。今回のよろくな災害を引き起こした根本原因は、政府のこのよろくな企業優先の考え方には根ざるものであり、この考え方改まらない限りは、今後ともこのよろくな災害の再発を防ぐことは不可能と思うのであります。総理の所信を伺います。

さらに、総理に要請したいことは、被害者に対する措置を十分に行なうことであります。今回の被害者は、全く自分に責任のない原因で被災されたのであります。都市再開発公害の犠牲者と言わなければなりません。関係法規を活用して完全な補償を与えるべきだと思ひます。また、ガス中毒にかかる者も多数おられるようですが、後遺症の懸念もありますし、治療に対しても万全を期していただきたいと思ひます。これらの点について、総理の所信をお伺いいたします。

次に、関係各大臣に、個々の点について伺います。

第一点は、被害とその対策についてであります。調査の進行につれて被害が進んでくることはやむを得ぬのであります。現時点における被害状況をあらためて明らかにしていただきたいと思ひます。そして、これらの被害に対し、政府関係各機関がとった対策を具体的に説明を願いたい。

通産、建設、厚生の各大臣及び国家公安委員長よりそれぞれお答えを願います。

第二点は、今回の事故の原因についてであります。主として国家公安委員長、補助的に通産大臣

よりお答えを願います。

まず、事故の第一原因であるガス漏れがどのようにして起こったかについては、現地においても様々な推測が行なわれております。この点については、さらに慎重に発明しなければならないことがあります。あると思いますが、政府としては、可能性としてどのようなことを考えておられるか伺いたい。

特に、ガス管が次第次第に自然にガス漏れを起こすようになったものか、それとも地下鉄工事に連し、何らかの強い力が加わって起こったものであるかといふ点についての現時点における見解を承りたいと存じます。

次に、事故の第二原因とも言われる引火についてであります。この点については、ガス漏れが始まつた後、かけつけてきたガス会社の修理車のエンジンをかけっぱなしにしていたためであることはほぼ明らかになつたようであります。念のため伺っておきたいと思います。

第三に、現場のガス漏れ検査につきまして、通産大臣並びに国家公安委員長にお尋ねいたしました。

現地における調査によりますと、八日の午後三時四十分から四時半までの間、ガス会社、交通局、建設会社の者が一人あて、合計三名が一組みになって現場の安全検査をしたが、その際には何ら異常がなかつたと言つておるのであります。しかし、その検査のやり方は、ガス管の防護さくが規定どおりになつてゐるかどうかを調べただけでありますて、ガス漏れの有無については積極的に調べていないようであります。この地区では、四日前からガス漏れが起つて来たとも言つておりますが、事実はいかがでしようか。もし検査がきびしく行なわれておれば、今回の事故を完全に防止できたと思うのであります。いかようにお考えになつておられますか。

第四に伺いたいことは、関係者の措置がもつと適切であったならばどのように多くの死亡者を出さないで済んだのではないかといふ点につきまし

て、主として国家公安委員長にお伺いいたしました。現地における調査を総合すると、ガス漏れの通報を受けてガス会社の社員、警察官、消防署員らが次々に現場にかけつけてきたのであります。ガス漏れ事故でありますから、彼らはまず人を避難させるべきであります。特に、ガス会社の修理車が燃え始めた時点においては、直ちに人を遠ざけることに努力すべきであります。われわれの調査によれば、ある程度そのような努力があつたようではあります、そのやり方がはなはだまぬるいものであつたと言わねばなりません。ガス漏れ事件で現場に行くのでありますから、彼らは携帯マイクぐらいは持つていて、大声でその危険性を住民や通行人に訴えるべきであります。が、そのような措置は全くとられておりません。今回の事故の被害を大きくした原因がここにあります。が、政府はどのようにお考えになつておられるでしょうか。新聞記事によりますと、建設大臣も、九日、現場視察をされまして、この点につき同じように感じられたようですが、建設大臣の率直な所感を承りたいと存じます。

第五に、今後改革すべき若干の問題について総理にお尋ねいたします。きわめて具体的な問題であります。が、政府の熱意のパロメーターとなるのでありますから、総理から直接お答えを願いたいと存じます。

その第一は、現在地下鉄工事で行なわれているオープンカット工法をやめて、シールド工法に改めることであります。後者は経費が多くかかりますが、安全のためにやむを得ないことと思ひます。

第二は、地下埋設施設の共同溝の問題について、総理はどのように考えておられますか。少なくとも新しい都市をつくる際にはぜひ採用すべきだと思いますが、いかがでしようか。

第三に、優秀なガス漏れ探知器を即刻開発すべ

きであると思います。昨日、現地でガス会社の者に聞きますと、現在の探知器は人間の鼻よりもまさつているとは言えないとのことであります。現地にガス漏れを感知するためには毛頭ありませんが、このかね合いでどのように考へるかはむずかしい問題であり、皆さまの御意見をも十分伺つた上で検討してまいりたいと、かように考へております。ことにわが国のシールド工法はよほど進んでおりますので、これらの点もあわせて御指摘申し上げ、シーリング工法の採用について可能性の十分あることをあるかどうかを伺います。

第四に、事故防止の責任体制と監視体制を確立する点であります。地下鉄工事のガス漏れ防止については、交通局、ガス会社、建設会社の三者が現場で連絡協力することになつておりますが、この点をもつと法規的に明確にし、責任関係を明らかにすべきだと思います。また、監視に当たる行政担当者の数を整備拡充する必要もあると思いますが、総理の所信を伺います。

最後に、もう一点、総理にお伺いいたします。四月八日の大阪の災害は、いつ東京その他の都市でも起るかもわかりません。特に、日本は地震国であり、地盤もよくなないと言われております。総理は、この際、人命尊重の立場から、ガス爆発防止のため、全国のガス管、特に地下鉄工事現場を総点検し、どんなに金をかけても、思い切った具体的な措置をとるべきであると思いますが、所信を伺います。

以上、私の質問を終わります。(拍手)
〔國務大臣佐藤築作君登壇、拍手〕
○國務大臣佐藤築作君登壇、拍手
その第一は、現在地下鉄工事で行なわれているオープンカット工法をやめて、シールド工法に改めることであります。後者は経費が多くかかりますが、安全のためにやむを得ないことと思ひます。

まず、今回、大阪のガス爆発事件により、多數のとうとい人命が失われたことは、きわめて遺憾であります。ここに、不幸にして亡くなられた方々の御冥福を祈るとともに、遭家族の方々に心からお悔やみ申し上げる次第であります。

また、多くの傷つかれた方々には、すみやかなお見舞いを申し上げます。

まきであると思います。昨日、現地でガス会社の者に聞きますと、現在の探知器は人間の鼻よりもまさつているとは言えないとのことであります。

さて、亀田君は、今回の事件に対する政治責任についてまず第一に問われました。私は、かねがね人間尊重を強調し、社会開発を推進してきたの

であります。が、住民の福祉につながる公共事業の遂行に当たって、多数のとうとい人命が失われたことは、まことに残念、遺憾であります。さきの施政方針演説でも、経済偏重に対し警鐘を鳴らしているものであり、亀田君の言われるよう

に

お見舞いを申し上げます。

また、春まだ浅きこの時期に、住む家を失われた方々に対しましても、心から御同情申し上げ、お見舞いを申し上げます。

お見舞いを申し上げます。

さて、亀田君は、今回の事件に対する政治責任についてまず第一に問われました。私は、かねがね人間尊重を強調し、社会開発を推進してきたの

であります。が、住民の福祉につながる公共事業の遂行に当たって、多数のとうとい人命が失われたことは、まことに残念、遺憾であります。さきの施政方針演説でも、経済偏重に対し警鐘を鳴らしているものであり、亀田君の言われるよう

に

お見舞いを申し上げます。

官報(外)

4

した。私も、工事の認可と工法の認可の関係あるいは国の立ち入り検査権などについて十分検討いたしたいと考えます。関係者の連絡は、道路管理者を中心密接な連絡を保つよう十分指導してまいります。ことに、人のこういう危険な場所への近寄り、これは厳禁すべきだと、かように考えますので、今後の取り締まりにおきましても、新しい方法を立てるべきだと思っております。

最後に、全国のガス管、地下鉄の工事現場の総点検は、政府としてもさつそく指示いたしました。総点検を実施し、今後再びこのような事件が発生しないよう、最大の努力を払ってまいる決意であることを再び申し上げて答弁いたします。

なお、この機会に、亀田君から御指摘のように、もう電力の送電線あるいはガス管等も古い漏洩等がござりますから、こういう機会に、そういう施設についての総点検をする、人命尊重の立場において、かくすべきだということを、けさの閣議でも指示したような次第でございまして、今後、私どもは全力をあげて、かよくな事故が再発しないように、最善を尽くしてまいる決意であります。何とぞ御支援のほどお願いいたします。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君) 大きな事故を起こしまして、まことに申しわけないと思っております。事故の起こりました夜半、現地に参りました。とりあえず、不幸な犠牲になられた方のお見舞い

を申し上げ、また、その後、大阪市庁におきまして、市当局、中央からの出先の長等を集めまして、とりあえずの指示と助言とをいたしました。

翌朝、第一回の会合を根本建設大臣の参加のもとに開きました。同じく当面の対策につきまして協議をいたしたわけであります。

原因について、国家公安委員長の御説明に補足をして申せといふことなどございますが、ガス会社におきましては、毎日現場でガス漏れの点検をいたしておりまして、当夜もガス会社の責任者から、ただいま御指摘のように、事故の一時間ほど前に現場でチェックをしたという報告を受けております。その際に、何にも異常がなかつたといふことであつたということになりますけれども、もし、しかりとすれば、一時間の間に何か新しいことが起つたのであるか、あるいはひょつとして、ごらんのようにかなり高いところにパイプがあるわけござりますから、おさなりでなく、ほんとうに適切なガス漏れの検査を適当な方法でやつておつたかどうかということにも疑問を抱く余地があろうと思ひます。といたしますと、數日前にもガス漏れがあつたということは——確かに事実を知つておりますが、もし検査の方法が、いわばすさんであるといつしますと、そのようなことを発見し得なかつたといふ可能性もございます。これらのこととは、いずれにいたしましても取り調べ当局の取り調べによって判明をいたすこと

は、施主とガス会社との間には協定書がございまして、ただいまのような監視体制ができ上がつておるわけでござりますけれども、要は、それがほんとうにおさなりでなく実行されておつたかどうかなどということにかかるのではないかと考えております。

内閣に事故対策連絡本部を昨日つくりまして、昨晩その第一回の会合をいたしました。すでに昨日、関係各省、運輸、通産、建設、労働、警察等でございますが、すでに、いわゆる総点検についておののの立場から地方に通達をいたしておりますが、その総点検の結果、所見並びに改善すべき事項をばらばらにいたしますことは、従来の行政の弊を繰り返しますので、このたびは道路管理者を中心にして、各地方にできております連絡協議会におののの立場を持ち寄りまして、共同の立場で改善策を講じることを昨晩の対策本部で打ち合わせ、決定をした次第でござります。

〔國務大臣(根本龍太郎君登壇、拍手)〕

御心配をかけまして重ね重ね申しわけないこと存します。(拍手)

原因について、國家公安委員長の御説明に補足をして申せといふことなどございますが、ガス会社におきましては、毎日現場でガス漏れの点検をいたしておりまして、当夜もガス会社の責任者から、ただいま御指摘のように、事故の一時間ほど前に現場でチェックをしたという報告を受けております。その際に、何にも異常がなかつたといふことであつたといふことになりますけれども、もし、しかりとすれば、一時間の間に何か新しいことが起つたのであるか、あるいはひょつとして、ごらんのようにかなり高いところにパイプがあるわけござりますから、おさなりでなく、ほんとうに適切なガス漏れの検査を適当な方法でやつておつたかどうかといふことにも疑問を抱く余地があろうと思ひます。といたしますと、數日前にもガス漏れがあつたといふことは——確かに

日、関係各省、運輸、通産、建設、労働、警察等でございますが、すでに、いわゆる総点検についておののの立場から地方に通達をいたしておりますが、その総点検の結果、所見並びに改善すべき事項をばらばらにいたしますことは、従来の行政の弊を繰り返しますので、このたびは道路管理者を中心にして、各地方にできております連絡協議会におののの立場を持ち寄りまして、共同の立場で改善策を講じることを昨晩の対策本部で打ち合わせ、決定をした次第でござります。

〔國務大臣(根本龍太郎君登壇、拍手)〕

御心配をかけまして重ね重ね申しわけないこと存します。(拍手)

原因について、國家公安委員長の御説明に補足をして申せといふことなどございますが、ガス会社におきましては、毎日現場でガス漏れの点検をいたしておりまして、当夜もガス会社の責任者から、ただいま御指摘のように、事故の一時間ほど前に現場でチェックをしたといふ報告を受けております。その際に、何にも異常がなかつたといふことであつたといふことになりますけれども、もし、しかりとすれば、一時間の間に何か新しいことが起つたのであるか、あるいはひょつとして、ごらんのようにかなり高いところにパイプがあるわけござりますから、おさなりでなく、ほんとうに適切なガス漏れの検査を適当な方法でやつておつたかどうかといふことにも疑問を抱く余地があろうと思ひます。といたしますと、數日前にもガス漏れがあつたといふことは——確かに

日、関係各省、運輸、通産、建設、労働、警察等でございますが、すでに、いわゆる総点検についておののの立場から地方に通達をいたしておりますが、その総点検の結果、所見並びに改善すべき事項をばらばらにいたしますことは、従来の行政の弊を繰り返しますので、このたびは道路管理者を中心にして、各地方にできております連絡協議会におののの立場を持ち寄りまして、共同の立場で改善策を講じることを昨晩の対策本部で打ち合わせ、決定をした次第でござります。

〔國務大臣(根本龍太郎君登壇、拍手)〕

御心配をかけまして重ね重ね申しわけないこと存します。(拍手)

それから事故防止の責任監視体制につきましては、施主とガス会社との間には協定書がございまして、ただいまのような監視体制ができ上がつておるわけでござりますけれども、要は、それがほんとうにおさなりでなく実行されておつたかどうかなどということにかかるのではないかと考えております。

内閣に事故対策連絡本部を昨日つくりまして、昨晩その第一回の会合をいたしました。すでに昨日、関係各省、運輸、通産、建設、労働、警察等でございますが、すでに、いわゆる総点検についておののの立場から地方に通達をいたしておりますが、その総点検の結果、所見並びに改善すべき事項をばらばらにいたしますことは、従来の行政の弊を繰り返しますので、このたびは道路管理者を中心にして、各地方にできております連絡協議会におののの立場を持ち寄りまして、共同の立場で改善策を講じることを昨晩の対策本部で打ち合わせ、決定をした次第でござります。

〔國務大臣(根本龍太郎君登壇、拍手)〕

御心配をかけまして重ね重ね申しわけないこと存します。(拍手)

それから事故防止の責任監視体制につきましては、施主とガス会社との間には協定書がございまして、ただいまのような監視体制ができ上がつておるわけでござりますけれども、要は、それがほんとうにおさなりでなく実行されておつたかどうかなどということにかかるのではないかと考えております。

内閣に事故対策連絡本部を昨日つくりまして、昨晩その第一回の会合をいたしました。すでに昨日、関係各省、運輸、通産、建設、労働、警察等でございますが、すでに、いわゆる総点検についておののの立場から地方に通達をいたしておりますが、その総点検の結果、所見並びに改善すべき事項をばらばらにいたしますことは、従来の行政の弊を繰り返しますので、このたびは道路管理者を中心にして、各地方にできております連絡協議会におののの立場を持ち寄りまして、共同の立場で改善策を講じることを昨晩の対策本部で打ち合わせ、決定をした次第でござります。

して、お互に責任をなすり合ひすると、原因究明がなかなかむずかしいと思います。そこで、さつそく警察本部長並びに関係の人々特にお願ひして、この際は本格的に徹底的に原因を究明して、再びこういうことのないよう、他の都市において、十分探究しなければならぬから、厳正なおいても十分探究しなければならないように、他の都市において、從来のやり方を場合によっては根本的に改めなければならない、こう思つておる次第でござります。(拍手)

〔國務大臣内田常雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(内田常雄君) 厚生省といたしましては、大阪府並びに日本赤十字社などと連絡をいたしました上、直ちに担当官を現地に派遣いたしました。負傷者の病院への収容など、救急医療と被災者の応急救護を中心として必要な措置を講じてまいっております。特に大切と考えられます輸血用の血液の集積とか、あるいは今回の負傷に関連いたしまして心配がございまする破傷風の血清、またガスえそ抗毒素といったよろな特殊の医薬品の準備に配意をいたしまして遺憾なきを期しております。

特に負傷者の収容につきましては、大阪府には救急医療情報センターという新しい施設ができております。今回の非常事態に際して、この情報センターが非常効果を発揮いたしまして、どこの病院にどれだけのベッドのあるあるか、また、医者が待機しておるかといふようなことを

ワンタッカで一举に知り得るような、そういうことができましたおかげで、かなりの数にのぼる負傷者の収容に手違いなく、これが非常に円滑になりましたことを御報告申し上げておきたいと存じます。

また、被災者の応急生活援護等につきましても遺憾なきを期しておるところでござります。

〔國務大臣荒木萬壽夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。

被害状況でござります。死者七十四名、男六十四名、女十名、重傷者百三十七名、軽傷者百六十五名、合計三百七十六名、うち警察官三名を含みます。店舗、住宅等の全半焼が二十二棟、爆風による付近の家のガラス破損が百十戸くらいとなつております。

死者の身元につきましては、死者七十四名のうち、身元が判明しているのは七十二名、身元不明者は二名となつております。身元判明者の区分

は、一般市民六十八名、大阪瓦斯従業員三名、警察官一名となつております。身元不明の二名は、

火傷による損傷がはなはだしいので、識別が困難

な状態でござります。死者の個々の死因につきまし

ては、現在詳しく調査中であります。そのほ

とんどが頭脳底骨折、脳挫傷、内臓破裂、圧死な

どござります。これは四月十日七時現在の数字でござります。

〔國務大臣根本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(根本龍太郎君) 亀田議員からお尋ね

のありましたこと、ただいま國家公安委員長から

い、その解説につとめているところであります。

御説明になつたことではございませんが、私が現

いりましたことを御報告申し上げておきたいと存じます。

また、被災者の応急生活援護等につきましても

ガス漏れの位置及び原因、引火の原因について

は、現在のところ結論を得ておりません。ガス漏

れの検査などについても手違いがなかつたかどうか

か、現在捜査中であり、御指摘のように、数日前

にガス漏れのあつたことは事実であります。今

回の事故発生の際に、同一場所からガス漏れが

あつたかどうか究明中であります。

なお、ガス会社の修理車がエンジンをかけっぱ

なしでおつた、それが引火の原因であろうとは思

われますけれども、これとてももつと厳密な究明

を待ちたいと思ひます。

避難をさせることに手ぬかりがあり、死傷者が

多くなつたということはないかといふお尋ねでござります。

警察としましては、ガス漏れを認知

後、直ちに現場に向かう交通の一部規制を実施

し、爆発までの十五分間以内に、パトカー二台及

び警察官十八名が爆発前に現場に到着し、付近に

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

次に、ガス漏れの原因、引火の原因は何かとい

うお尋ねでございますが、事故原因については、

綿密な現場検証、関係者からの事情聴取を行な

い、その解説につとめているところであります。

御説明になつたことではございませんが、私が現

いましたことを御報告申し上げます。

それは、御承知のように工事関係者の死傷者が

わりあいに少ないにもかかわらず、工事に關係の

ない一般住民が非常に死傷者が多かつたのは、警

察が極力交通遮断あるいは避難の指導をしたよう

であります。それほど大きくなつたのでは

ないかといふことは、閣議でも、それから国家公

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

〔國務大臣根本龍太郎君登壇〕

○國務大臣(根本龍太郎君) 亀田議員からお尋ね

のありましたこと、ただいま國家公安委員長から

い、その解説につとめているところであります。

御説明になつたことではございませんが、私が現

いましたことを御報告申し上げます。

また、被災者の応急生活援護等につきましても

ガス漏れの位置及び原因、引火の原因について

は、現在のところ結論を得ておりません。ガス漏

れの検査などについても手違いがなかつたかどうか

か、現在捜査中であり、御指摘のように、数日前

にガス漏れのあつたことは事実であります。今

回の事故発生の際に、同一場所からガス漏れが

あつたかどうか究明中であります。

なお、ガス会社の修理車がエンジンをかけっぱ

なしでおつた、それが引火の原因であろうとは思

われますけれども、これとてももつと厳密な究明

を待ちたいと思ひます。

避難をさせることに手ぬかりがあり、死傷者が

多くなつたということはないかといふお尋ねでござります。

警察としましては、ガス漏れを認知

後、直ちに現場に向かう交通の一部規制を実施

し、爆発までの十五分間以内に、パトカー二台及

び警察官十八名が爆発前に現場に到着し、付近に

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

それは、御承知のように工事関係者の死傷者が

わりあいに少ないにもかかわらず、工事に關係の

ない一般住民が非常に死傷者が多かつたのは、警

察が極力交通遮断あるいは避難の指導をしたよう

であります。それほど大きくなつたのでは

ないかといふことは、閣議でも、それから国家公

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

御説明になつたことではございませんが、私が現

いましたことを御報告申し上げます。

また、被災者の応急生活援護等につきましても

ガス漏れの位置及び原因、引火の原因について

は、現在のところ結論を得ておりません。ガス漏

れの検査などについても手違いがなかつたかどうか

か、現在捜査中であり、御指摘のように、数日前

にガス漏れのあつたことは事実であります。今

回の事故発生の際に、同一場所からガス漏れが

あつたかどうか究明中であります。

なお、ガス会社の修理車がエンジンをかけっぱ

なしでおつた、それが引火の原因であろうとは思

われますけれども、これとてももつと厳密な究明

を待ちたいと思ひます。

避難をさせることに手ぬかりがあり、死傷者が

多くなつたということはないかといふお尋ねでござります。

警察としましては、ガス漏れを認知

後、直ちに現場に向かう交通の一部規制を実施

し、爆発までの十五分間以内に、パトカー二台及

び警察官十八名が爆発前に現場に到着し、付近に

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

それは、御承知のように工事関係者の死傷者が

わりあいに少ないにもかかわらず、工事に關係の

ない一般住民が非常に死傷者が多かつたのは、警

察が極力交通遮断あるいは避難の指導をしたよう

であります。それほど大きくなつたのでは

ないかといふことは、閣議でも、それから国家公

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

御説明になつたことではございませんが、私が現

いましたことを御報告申し上げます。

また、被災者の応急生活援護等につきましても

ガス漏れの位置及び原因、引火の原因について

は、現在のところ結論を得ておりません。ガス漏

れの検査などについても手違いがなかつたかどうか

か、現在捜査中であり、御指摘のように、数日前

にガス漏れのあつたことは事実であります。今

回の事故発生の際に、同一場所からガス漏れが

あつたかどうか究明中であります。

なお、ガス会社の修理車がエンジンをかけっぱ

なしでおつた、それが引火の原因であろうとは思

われますけれども、これとてももつと厳密な究明

を待ちたいと思ひます。

避難をさせることに手ぬかりがあり、死傷者が

多くなつたということはないかといふお尋ねでござります。

警察としましては、ガス漏れを認知

後、直ちに現場に向かう交通の一部規制を実施

し、爆発までの十五分間以内に、パトカー二台及

び警察官十八名が爆発前に現場に到着し、付近に

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

それは、御承知のように工事関係者の死傷者が

わりあいに少ないにもかかわらず、工事に關係の

ない一般住民が非常に死傷者が多かつたのは、警

察が極力交通遮断あるいは避難の指導をしたよう

であります。それほど大きくなつたのでは

ないかといふことは、閣議でも、それから国家公

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

御説明になつたことではございませんが、私が現

いましたことを御報告申し上げます。

また、被災者の応急生活援護等につきましても

ガス漏れの位置及び原因、引火の原因について

は、現在のところ結論を得おりません。ガス漏

れの検査などについても手違いがなかつたかどうか

か、現在捜査中であり、御指摘のように、数日前

にガス漏れのあつたことは事実であります。今

回の事故発生の際に、同一場所からガス漏れが

あつたかどうか究明中であります。

なお、ガス会社の修理車がエンジンをかけっぱ

なしでおつた、それが引火の原因であろうとは思

われますけれども、これとてももつと厳密な究明

を待ちたいと思ひます。

避難をさせることに手ぬかりがあり、死傷者が

多くなつたということはないかといふお尋ねでござります。

警察としましては、ガス漏れを認知

後、直ちに現場に向かう交通の一部規制を実施

し、爆発までの十五分間以内に、パトカー二台及

び警察官十八名が爆発前に現場に到着し、付近に

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

それは、御承知のように工事関係者の死傷者が

わりあいに少ないにもかかわらず、工事に關係の

ない一般住民が非常に死傷者が多かつたのは、警

察が極力交通遮断あるいは避難の指導をしたよう

であります。それほど大きくなつたのでは

ないかといふことは、閣議でも、それから国家公

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

御説明になつたことではございませんが、私が現

いましたことを御報告申し上げます。

また、被災者の応急生活援護等につきましても

ガス漏れの位置及び原因、引火の原因について

は、現在のところ結論を得おりません。ガス漏

れの検査などについても手違いがなかつたかどうか

か、現在捜査中であり、御指摘のように、数日前

にガス漏れのあつたことは事実であります。今

回の事故発生の際に、同一場所からガス漏れが

あつたかどうか究明中であります。

なお、ガス会社の修理車がエンジンをかけっぱ

なしでおつた、それが引火の原因であろうとは思

われますけれども、これとてももつと厳密な究明

を待ちたいと思ひます。

避難をさせることに手ぬかりがあり、死傷者が

多くなつたということはないかといふお尋ねでござります。

警察としましては、ガス漏れを認知

後、直ちに現場に向かう交通の一部規制を実施

し、爆発までの十五分間以内に、パトカー二台及

び警察官十八名が爆発前に現場に到着し、付近に

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

それは、御承知のように工事関係者の死傷者が

わりあいに少ないにもかかわらず、工事に關係の

ない一般住民が非常に死傷者が多かつたのは、警

察が極力交通遮断あるいは避難の指導をしたよう

であります。それほど大きくなつたのでは

ないかといふことは、閣議でも、それから国家公

安委員長にも意見を申し上げておつたところでござります。

御説明になつたことではございませんが、私が現

いましたことを御報告申し上げます。

また、被災者の応急生活援護等につきましても

ガス漏れの位置及び原因、引火の原因について

は、現在のところ結論を得おりません。ガス漏

れの検査などについても手違いがなかつたかどうか

か、現在捜査中であり、御指摘のように、数日前

にガス漏れのあつたことは事実であります。今

回の事故発生の際に、同一場所からガス漏れが

あつたかどうか究明中であります。

なお、ガス会社の修理車がエンジンをかけっぱ

なしでおつた、それが引火の原因であろうとは思

われますけれども、これとてももつと厳密な究明

旨説明を順次求めます。倉石農林大臣。

〔國務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(倉石忠雄君) 昭和四十四年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十五年度において講じようとする農業施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、昭和四十四年度農業の動向に関する年次報告について申し上げます。

近年におけるわが国經濟の高度成長は、農業に対し種々の影響を及ぼし、近年縮小傾向にあった農業の製造業に対する生産性の格差は、前年度に比べ拡大いたしております。

しかし、農家の所得は、順調な増加を示し、生活水準は世帯員一人当たり家計費でみると、生活環境の類似している地方在住の勤労者世帯に対しては、ほぼ同水準となっております。

次に、農業生産は高水準を維持しておりますが、高度化し多様化している国民の食料需要の動向に十分対応しておらず、米が過剰となる反面、需要に生産が対応し得ない品目もあります。

今後、農業生産を進めるにあたっては、米の生産調整を進めるなど需要の動向に即応した効率的な生産体制を確立することが緊要となつております。

さらに、農業構造についてみますと、農家戸数や農業就業人口は引き続き減少しておりますが、農業経営の規模拡大は順調な進展をみせず、一方、新規学卒の就農者は減少を示し、農業労働力

の老齢化が進んでおります。

このような諸情勢に対処して、農業の近代化をはかり、産業としての農業を確立するためには、わが国農業構造を改善し、生産性の高い高能率の農業経営を育成していくことが重要であります。

以上が第一部の概要であります。

次に、第二部におきましては、四十四年度を中心といたし、講じた施策につきまして記述しております。

最後に、昭和四十五年度において講じようとする農業施策について申し上げます。

ただいま御説明いたしました農業の動向に対処するため、政府といたしましては、農業基本法の定めるところに従い、諸情勢の推移を織り込んで、総合農政を推進してまいりたいとしておられます。当面、四十五年度においては、農業生産基盤の整備、農業構造の改善、米の生産調整など需要に見合った農業生産の推進、流通消費対策の強化など各般の施策の推進をはかることとしております。当面、四十五年度においては、農業生産は、高水準を維持する一方で、生産性の格差が拡大する傾向にあることから、生産者年金制度の創設とともに、これを補完するため、この制度の対象となる老齢または細経営主に対し離農給付金を支給することとし、また、離農を希望する者の農地等の買い入れ及び売却渡し並びに融資の措置を一体的に講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容について御説明申します。

第一に、農業者年金基金の目的は、農業者の經營移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事務を行ない、並びにこれに関連して農地等の買

あって、農業がその生産性の向上をはかりつつ國民食糧その他の農産物の安定的な供給を行ない、農業者に他産業従事者と均衡のとれた所得と生活水準を実現し得るようにすることは農業と農政に課せられた基本的課題であります。

農業がこの要請に十分にこたえるためには、資質のすぐれた経営担当者による規模の大きく生産性の高い農業経営によつて、農業生産の相当部分が担当されることが必要であり、このため、農業の構造改善のための各種の施策を総合的に推進し、次代をになう優秀な後継者が将来に希望と自信を持つて安心して営農にいそしめる基盤を確立することが必要であると考えるのであります。

ところで、優秀な経営担当者の確保、経営移譲の促進、経営規模の拡大等は、農業者の老後生活の安定と密接に関連している面があるのであります。したがって、このような観点から、農業者年金制度を創設するとともに、これを補完するため、この制度の対象となる老齢または細経営主に対し離農給付金を支給することとし、また、離農を希望する者の農地等の買い入れ及び売却渡し並びに融資の措置を一体的に講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容について御説明申します。

第一に、農業者年金基金の目的は、農業者の經營移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事務を行ない、並びにこれに関連して農地等の買

入れ及び売り渡し等の業務を行なうことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することとしております。

第二に、基金の業務は、農業者年金事業を行なうこと、農地等の買い入れ及び売り渡し並びに農地等の取得に必要な資金の貸し付けを行なうこととしております。また、一定の期間、農業者年金の被保険者以外の者が経営移譲をした場合に離農給付金を支給する業務を行なうことができるとしております。

第三は、農業者年金事業に関する規定であります。まず、被保険者につきましては、国民年金に加入している一定規模以上の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任意加入し得ることとしております。また、農業者年金の被保険者は、国民年金の所得比例に加入するものとしております。

次に、給付される年金額につきましては、経営移譲をした者に對しては、六十歳から六十五歳までの間は保険料を二十五年納付した場合月額二万円、六十五歳以降は国民年金の給付と合わせてややこれを上回る額としております。また、経営移譲をしない者に對しても、六十五歳からは一定額の年金を支給することとしております。なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な拠出期間を年齢に応じ五年まで短縮するとともに、年

金の額についても優遇措置を講ずることとしてお

ります。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。まず、国庫は、毎年度、經營移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担することとしております。

次に、保険料の額は、当初は一月につき七百五十円とするとともに、国庫は、毎年度、基金に対し、この当初の保険料一月分につき三百二十円の割合で算定した額を補助するものとしております。

第五は、基金が行なう農地等の買い入れ及び売り渡し等の業務に関する規定であります。基金は、離農しようとする者から一定の区域内にある農地等を買い入れることができるものとし、その売り渡しは、農業経営の規模の拡大、農地の集團化その他農地保有の合理化に資することとなるようにならなければならぬものとしております。また、基金が行なう資金の貸し付けは、農業者年金の被保険者等が、離農しようとする者から、一定の区域内にある農地等を取得しようとする場合に行なうものとしております。

以上のはか、基金の財務および会計、基金に対する監督等について所要の規定を置いております。(拍手)

○講長(重宗雄三君) 衆議院議員芳賀貢君。

〔衆議院議員芳賀貢君登壇、拍手〕

○衆議院議員(芳賀貢君) 農民年金法案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申しあげます。

わが國農業は、国民食糧の安定的供給といふ重要な國家的使命を通じ、社会経済の發展に大きく寄与してまいりましたが、そのない手である農民に対する社会保障制度は、ほとんど見るべきものがないといふのが実情であります。

すなわち、国民総生産は、世界第一位と誇示しながら、大事な国民所得水準は第二十位であり、社会保障水準において第十四位と立ちおくれ、まさに、高度成長下の資本主義經濟の矛盾と欠陥を物語るものであります。

しかも、農民の多くのものは、国民皆保険のしまがりとして発足した国民年金制度に加入しておりますが、国民年金の欠陥として、年金財源の負担区分が、加入者負担三分の二、国庫負担三分の一と、保険料が高率であること、老齢年金は保険料を二十五年間納付して、六十五歳から月額八千円と低劣な給付内容であり、国民の老後の生活を保障する年金制度にはほど遠いものがあります。

最近の政府・自民党の農政に対する農民の不信と不安に加えて、農民に対する社会保障制度がこのような現状では、農村の優秀な青少年が、農業に一生を託する希望と情熱を失い、なだれることなく他産業へ流出するのも、当然の帰結と言わなければなりません。

ればなりません。

このような実情に対処し、わが党といたしましては、日本憲法第二十五条に規定する国民の生存権保障の理念に基づき、さらに国民年金法第七条の指向する、二十歳以上六十歳未満の日本国民は国民年金の被保険者とする原則規定を踏まえつ

つ、いわゆる各種公的年金制度を改善の上、これらを統合一元化し、国民ひとしく老後生活が保障されるべきとする立場を堅持しつつも、当面、農民の老後保障の充実を中心とした農民独自の年金制度の必要性を強く主張してまいつたのであります。

しかし、農民の社会保障制度充実の美名をかりて、農民の最も大切な資産であり生産手段である農地等を放すことを奨励するような政府の政策に対し、われわれとしては断じて同調するわけにはまいらないのであります。

この際、かねてからわが党の主張に従い、みずから農業に従事するすべての農民を対象にした農民年金制度を創設し、国民年金の給付と相まって、農民の生活の安定及び福祉の向上をばかり、農村の次代をなう青年に希望を与え、農業の振興と長期の發展に資することをねらいとして、ここに本案を提出した次第であります。

以下、本案のおもな内容について申し上げます。

第一に、農民年金制度は、農民の老齢、廃疾または死亡について必要な給付を行ない、国民年金の給付と相まって、農民の生活の安定及び福祉の向上をはかり、もって農業の振興に資することを目的としております。

第二に、農民年金事業は、政府が管掌することとし、その事務の一部は都道府県知事または市町村長に行なわせることができるとしております。

あるものは、農民年金の被保険者となることとし
ております。なお、ここにおいて農民とは、農地
等を使用してみずから耕作、養畜または養蚕の事
業を営む者、これと生計を同じくする親族であつ
て、もっぱら農業に従事する者、及び農業生産法
人の常時従事者をさし、その具体的な基準につい
ては政令で定めることとしております。

年まで短縮するとともに、年金の額についても優遇措置を講ずることとしております。

道地言一之二

等を使用してみずから耕作、養畜または養蚕の事業を営む者、これと生計を同じくする親族であつて、もっぱら農業に従事する者、及び農業生産法上の常時従事者をさし、その具体的な基準については政令で定めることとしております。

第四に、本制度による給付は、農民老齢年金、農民障害年金、遺族年金、脱退一時金及び死亡一時金の五種類とし、それぞれの支給要件、年金額等を定めております。

第五に、農民年金の給付の額は、国民生活水準との他の事情に著しい変動が生じた場合には、これに対応して、すみやかに改定の措置を講ずることいたしております。

まず、農民老齢年金については、保険料納付済期間が二十年以上である者が六十歳に達したときに支給され、その額は、七百五十円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額としております。すなわち、年額で十八万円、月額で一万五千円の老齢年金を給付するものであります。

第五に、農民年金の給付の額は、国民生活水準との他の事情に著しい変動が生じた場合には、これに対応して、すみやかに改定の措置を講ずることとしたとしてあります。

第六に、経過措置として、昭和四十六年一月一日現在において、六十歳をこえる者で、連続して十年以上、もっぱら農業を営み、または農業に従事した農民に対しては、無拠出により、月額千五百円の農民福祉年金を支給することとし、同日において五十五歳をこえる者は、この制度の被保険者とはしませんが、その者が六十歳になり、その日において連続して十年以上、農民である場合には、その者に対して、同じく無拠出による月額一千五百円の農民福祉年金を支給することとしておられます。

次に、農民障害年金については、保険料納付済み期間一年以上の障害者に対し、保険料納付済み期間を経た額を基準として、障害の度合いに応じ一定額を支給することとし、なお、この農民障害年金には、最低保障額を設け、保険料納付済み期間の二十年に満たない者は三百四十月として最低保障額を定めることとしております。

第五に、農民年金の給付の額は、国民生活水準との他の事情に著しい変動が生じた場合には、これに対応して、すみやかに改定の措置を講する」といたしております。

第六に、経過措置として、昭和四十六年一月一日現在において、六十歳をこえる者で、連続して十年以上、もっぱら農業を営み、または農業に従事した農民に対しても、無拠出により、月額千五百円の農民福祉年金を支給することとし、同日において五十五歳をこえる者は、この制度の被保険者とはしませんが、その者が六十歳になり、その日において連続して十年以上、農民である場合には、その者に対しても、同じく無拠出による月額千五百円の農民福祉年金を支給することとしております。

第七に、農民年金の給付に必要な財源としての保険料については、被保険者一人につき月額七百五十円の保険料を納付することとしておりますが、年金給付に要する費用の百分の七十五に相当する額を国の負担として補助することとし、なお、経過措置としての農民福祉年金の給付に要する費用並びに本制度運用に必要な事務費について

は、全額を国負担とするとしております。

漁業または林業に従事する者に対する年金制度について、すみやかに検討を加え、本案による年金給付と同一水準の給付が行なわれるよう措置しなければならないことを規定いたしております。

最後に、この農民年金制度は、昭和四十六年一月一日より発足させることとしておりますが、本制度が国民年金制度との併用で運用される趣旨にかんがみ、国民年金制度の抜本的改正をはかり、国民年金においても、保険料納付済み期間を二十年に短縮し、満六十歳で月額一万五千円の老齢年金の給付が行われ、国民年金と農民年金の併給により、六十歳で一人月三万円、夫婦で六万円の老齢年金の実現を特に強調いたすものであります。

以上、農民年金法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。村田秀三君。

〔村田秀三君登壇、拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕

行なうとするものであります

あります。

た特別の年金制度の創設を主張してきた経緯にか
らがみまして、特に本法の附則において、政府は
漁業または林業に従事する者に対する年金制度に
ついて、すみやかに検討を加え、本寒による年金
給付と同一水準の給付が行なわれるよう措置しな
ければならないことを規定いたしております。

最後に、この農民年金制度は、昭和四十六年一
月一日より発足させることとしておりますが、本
制度が国民年金制度との併用で運用される趣旨に
かんがみ、国民年金制度の抜本的改正をはかり、
国民年金においても、保険料納付済み期間を二十
年に短縮し、満六十歳で月額一万五千円の老齢年
金の給付が行われ、国民年金と農民年金の併給
により、六十歳で一人月三万円、夫婦で六万円の
老齢年金の実現を特に強調いたしたものであります。
以上、農民年金法案につきまして、その趣旨を
御説明申し上げた次第であります。(拍手)
○議長(重宗雄三君) ただいまの報告及び趣旨説
明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を
許します。村田秀三君。

ます、農業白書についてお伺いをいたします。
昭和三十六年に制定されました農業基本法の目的
は、その第一条に明記されているように、生産性の
向上と所得の均衡であります。しかるに、白書
によりますると、昭和四十三年度農業の比較生産
性は、製造業の三五・一%と、前年より三・四%
も落ち込み、四十一年度の水準に逆戻りしてお
りであります。また、政府が構造政策の中核と
見て自立農家も、その戸数比率は三%も低い
九・九%に落ち込んで、これまた四十一年度の水
準に逆戻りしているのであります。基本法のもう一
つの柱である所得均衡も、農業所得は、五人規
模以上製造業の七三・三%と、四十一年度の七八%
よりはるかに立ちおくれることとなり、農外所得
の伸びに大きく依存している状況であります。
なわち、生産性向上、所得均衡という基本法の目
的是は、二つとも大きく後退してしまったのであり
ます。總理は、この基本法農政の失敗をどのよう
に反省しておられるのでありますか、まずその御
所見をお伺いいたしたいのであります。

ます。白書は、自由化は必然であり、農産物の過剰傾向により、今までのような農産物価格の上昇を期待できないとして、構造政策の推進を強調いたしております。しかし、白書を通読いたしました痛感いたしましたことは、農業の将来に対するビジョンが貧弱なことであり、このためせっかくの分析も单なる現状分析に終わり、その対策に説得力を欠いていることがあります。今後、食糧の自給率はどうなるか、何をどれだけ生産するか、農業経営の将来はどうなるのか、どのような経路で近代化を達成するかなどのビジョンなくして農政の一貫した評価は不可能であります。政府はさきに、稻作なら四ヘクタールから五ヘクタール、酪農なら搾乳牛二十頭規模の自立経営の育成をうたい上げましたが、この白書においては、わざかに自立経営の類型の策定等をうたっているにすぎないのであります。農業の将来のビジョンを政府はどう描いているかを、農林大臣から明瞭かに説明をしていただきたいのであります。また、これに関連いたしまして、現在、経済企画庁が策定しようとしております新日本経済社会発展計画の中で、日本の産業としての農業がいかに位置づけられ、展望されようとしておるのか、関連して経済企画庁長官の説明を求めていたいと思ひます。政府は次に、米の生産調整について伺います。政府は米の減産を急ぐあまり、転作についての裏づけを行なうことなく減反を進めようとしているため、生産者に不安と混乱を与える、大部分が休耕とい

う、国土の高度利用の觀点からきわめて遺憾な事態を生もうといったとしております。しかし、白書にも書いてありますように、米を除けば食糧の自給率は六九%であり、飼料も含めますすると五十数%に不足をいたしておられます。かなりの農産物は非常に不足をいたしておられます。したがいまして、単に米の減産に狂奔するだけでなく、あらゆる手段を尽くしてこの矛盾を克服しなければならないと考えます。転作作物は行政の責任において指定し、価格保障を行ない、農家が不安なく生産し得るような条件をつくり、一方、それと競合する輸入農産物は輸入制限するなど、この際強力な措置が必要ではないかと考えますが、これについての所見を農林大臣からお伺いをいたしたいのであります。

さらに、貿易、資本の自由化により農業が後退を余儀なくされていることは白書も触れておりますけれども、これを不可抗力の与件として説明しているだけであります。農業構造改善が停滞している以外の何ものでもありません。しかも、自由化対策は品目ごとにしかるべきやるといった無原則的な色彩が強く感ぜられるのであります。農産物自由化問題は、産業間の不均等な発展を放置してきた日本経済全体の問題であり、農民だけに犠牲をしいるべきものでないと思うのであります。自国の産業を守るために輸入を規制しようとすることは、他にも例の見られることであります。

質問を申し上げましたが、基本法農政の失敗とはごく当然なことと存します。いたずらな輸入制限の撤廃は、農業を荒廃させ、人心を惑わすのみであろうと考えます。農産物自由化対策について、農林大臣及び経済企画庁長官に、それぞれの立場における所信を伺いたいと存します。

次に、農業者年金基金法案についてお伺いいたします。

農林大臣及び経済企画庁長官に、それぞれの立場

り、おそらく五年目ごとの財政計画再計算の時期には当然明らかにされねばならないものと考えます。そういういたしますると、個別農家に対し政策的に選別重点指導をすることも可能になるわけでありまして、政府は、構造政策を補完する制度の趣旨からして、そこまで積極的に取り組もうと考えておりますがどうか、お伺いをいたします。

次に、厚生大臣にお伺いをいたします。その第一点は、経営移譲と非移譲の年金給付額の格差算出の根拠についてお答えをいただきたいと存じます。経営移譲年金が被保険者期間二十年にして一万六千円となっております根拠もされる」とながら、老齢年金において、その老齢保障部分に対しこそえ格差を設けたことは了解に苦しむものであり、その額の格差算出の根拠をお尋ねいたしました。

第二点は、離農給付金の支給義務を制度発足後十年をもつて終了することとなつておりますが、それは何を意味するものでありますか。被保険者となり得ない農家層の経営権の移動は、ほぼその期間内に終了せしめたいとか、促進したいとか、何らかの政策的意図を読み取るのでありますか、いかがでしょうか。

第三点は、本制度の発足当初、推定される被保険者数は約二百万人と聞きましたが、この被保険者数は、制度の性格と目的からして、逐年減少するものと予想できるのであります。その減少率いかんによつては財政計画を変更せざるを得ない

ものと存じます。その場合、被保険者の減少は、そのまま被保険者の負担増につながるものと予想できるのであります。政府はいかに対処なさるおつもりか。将来のことではありますが、制度発足の時点において所信をただしたいと存じます。

第四点は、先ほども触れました老齢保障部分は、他の公的年金と比較して著しく遜色ありと認

められるのであります。衆議院本会議における関係大臣の発言を聞く限り、公的年金、たとえば厚

生年金と比較してむしろ優遇されているというの
であります、国民年金方式の計算によつて、掛

け金期間二十年で試算した場合ですら、六千四百円の給付となり、本法案の経営移譲者の老齢年金部分五千二百円、非移譲者部分三千六百円よりはるかに高いのであります。有利不利は被保険者の

立場で判断されるものであることを前提にいたしまして、本制度、とりわけ老齢保障が他の公的年

金より劣らざるといふ計数的根拠をお示しいただきたいと思うのであります。

続いてお伺いをいたします。去る三月一日、總

理府社会保障制度審議会は農業者年金制度要綱について答申し、「たとえ国の農業政策的要請があ

るとしても社会保障制度としての年金制度のあり方による通念が残る点がある。」二、「重用こち

力ねたお見合が残る所がある」といふ道場にあ

あります。その疑念とは一体何でありますか。

な変革をもたらしました。それが農政上の要請であり、国民の理解を得たといたましても、公的年金制度の中で最低の条件下に置かれている被保険者各層、とりわけ農業類似産業従事者からの改善要求が強く出されることと予想できますが、政府はいかに対処なされるのでありますでしょうか。厚生大臣のお考えをお伺いいたしたいのであります。

以上、政府に対する質問を終わります。

最後に、農民年金法案について、芳賀衆議院議員にお伺いをいたします。

その趣旨説明をお聞きいたしますると、総括的に申し上げまして、政府提案の年金制度と比較して、名称は同じ年金ではあっても本質的な差異を感じするのであります。その比較について御説明をお願いいたしたいと思います。

私の質問を終わります。（拍手）

○國務大臣（佐藤榮作君） 村田君にお答えいたします。

まず、農業の生産性及び所得格差の問題であります。弁解めくようですが、農業の労働生産性が低いと申しましても、それは国際的に例を見ないほど高い成長を続けてきたわが国工業部門と比べてのことであり、歐米主要先進国の農業のそれと比べて遜色のないものであることはよく御理解いただけると思います。全体として農業者の水準にめざましい向上が見られたことはお認めだと思

いますが、そういう意味で、決して農業基本法、農政が失敗したものとは私は考えておりません。しかしながら、今後の客觀情勢を考慮すると、他産業との生産性ないし所得格差の改善が、これまでのように順調に進むことは容易でないと思いますので、新しい農政の強力な展開の必要性を一そく痛感し、その決意を新たにするものであります。ここにいわゆるビジョンがなければならぬ、かように思つております。

次に、農業者年金についてであります。これ

面の緊急課題である農業の構造改善推進のために必要な措置であります。十数つ、(委員会)議論

必要がござります。したがつて、何よりの緊要は、
当者の確保、経営移譲の促進、経営規模の拡大と
、また、こうしたうへつて、

いう農政上の要請にあわせこたえるものとしてき
わめて適切なものであり、これを切り離すつもり

はあります。また、これが任意制でないことをもつて農民の自主性を奪う権力介入政策であると

の御意見でありましたが、決してそのようなものではあります。」の制度の趣旨、目的を十分に

達成するためには全員の加入が望ましいし、また、ただいま申し上げた二つの課題は日本農業発

農民諸君の利益にも直ちにつながるものであるの
展のためにきわめて適切かつ必要なものであり、

で、私は良識ある農民諸君がきん然として参加されるとを疑わないものであります。また、村田

君の言われる純粹な意味の社会保障制度、これは

どのような意味が私にはやゝとわかりかれます

昭和四十五年四月十日 參議院会議録第十一号

が、さきに申したような政策目的推進の意味合いを持つることも十分考慮して、他の年金制度と比較して高率の国庫負担を行なっているものであり、時宜に最も適した制度であると確信するものであります。

以上、私から答えましたが、その他の点につきましては、それぞれの担当大臣からお答えいたします。(拍手)

【國務大臣倉石忠雄君登壇、拍手】

○國務大臣(倉石忠雄君) お答え申し上げます。

最初に、農業の基本の政策のことについてでございますが、いろいろな機会に申し上げておりますように、農業の近代化をはかりますために、私どもは自立經營農家の育成をはかつてまいりたいと思つております。お話をのように、五十二年度の時点では私どもは水稻单作では四ないし五ヘクタール、搾乳牛では二十頭程度以上の規模の自立經營農家を育成してまいりたい。しかし、わが国の今日の状況では、当分の間やつぱりかなりの兼業農家があるはずであります。そういうものを配することによって広域經營集団的なものをつくりまいりたい、こうしたことでござります。しかも、米はいまのような状態でござりますけれども、その他の作物につきましては、私どもできるだけ自給度を維持することに努力をすることが必要でありますので、あらゆる面でそういう私どものねらいが完成されるような構造改善、圃場整備その他の施策をやってまいりたい。した

がつて、私どもといたしましては、総合農政の推進についてと申し上げておりますあの趣旨で、やはり農業のビジョンを多数の農家の人に持つていたり農業のビジョンを多数の農家の人に持つていたいと思ってまいりたい、こう思つておるわけであります。その場合に、総理に対するお尋ねと私どもと一緒になつております輸入の問題のお話がございましたが、いま申し上げましたような方法で、私どもはわが国の農業經營の体质改善をつとめてまいるわけありますが、一方におきましても、今日の国際經濟の社会に立つてやはり貿易の自由化を促進していくといふことは必要でござりますけれども、農業の中でわが国がどうしても維持していくなければならないようなものでも、なおかつ競争する物資が出てまいります。そういうものについては体質を改善し、生産性を上げることによって、わが国農業が国際競争に立ち向かって勝てるよう、あらゆる努力をして育成してまいらなければなりませんが、その場合でも、最終的にはやはり価格政策を考えなければなりません。そういうときには、やはり關稅であるとか、あるいは課徵金制度のようなものを考えなればなるまいと思つております。

次に、年金のお話をございました。年金のお話につきましては、いま總理大臣もお答えございましたけれども、年金について、私どもといたしましては、今日の私どもが提案いたしております年金の制度につきましては、いま總理もお話をございましたが、私は厚生年金と比較して、たとえけれども、よくお調べいただければわかりますように、ほかのほうの公約年金と比較して、たとえいましたが、私どもといたしましては、いま私ど

もが掲げておりますような方向で日本の農政を推進してまいるためには、やはり規模の拡大をいたすことが必要であります。そういうことのためには、やはりみずから選んで離農したいと思われる者を離農しやすくしてあげることがまず第一に必要であります。そういう政策の面においては、今日の国際經濟の社会に立つてやはり貿易の考え方の離農の年金も考えておりますが、もう一つは、すでに村田さんよく御存じのように、国民年金の上積みとなつて、やはり恩給的性格を持つアップがござります。そういう二つの、離農しやすくなることを助けるため、もう一つは老後保障の意味を含めた両方の考え方を加味したものであります。これはわが国だけが発明したものであります。なかなか競争する物資が出てまいります。はございませんで、同じような方向で農業政策をしっかりとして体質改善しようとしているヨーロッパ諸国などが、たいへんくふうをいたしております。それはよく御存じのとおりでござります。そういう意味で、私どもは今度の農業者年金というものが、わが国の現状においてはきわめて妥当なものではないか。しかし、これが必ずしも万全の理想的なものであるとは考えませんので、逐次その時代に即応して改革していくべきものではないかと

思つてござります。あと、掛け金のお話をございました。このことは、わが国農業の受け持つ重大な使命を円滑に行なつてしまらなければならぬのでございますが、それと同時に、物価問題との関係あるいは労働力の問題との関係というものが重要になつてきております。これを総合いたしまして、結局、今後生産性を極力高めていくて、いわゆる高生産性農業を実現しなければならない。その際に、一面において物的生産性を高めることが重要でございます。そういうことで、いわゆる基盤の整備その他のこと極力やはりいたしまして、そして農業

い被保険者に利益になるものであると、こういうふうに理解をいたしております。(拍手)
【國務大臣佐藤一郎君登壇、拍手】
○國務大臣(佐藤一郎君) 村田さんにお答え申し上げます。
御質問は二点ございましたが、新しい経済社会発展計画においてどういう位置づけがあるか、それからまた、自由化に対して農業がどういうことになるか、この二点をあわせてお答え申し上げたいと思います。

新しい発展計画におきましては、開放經濟下における日本の日本經濟のバランスのとれた発展、これを何よりも眼目にしております。そうしてこれを実現するためには、經濟の効率化、そしてまた物価の安定、労働力の問題、こういう問題を取り上げております。こうした観点から農業の問題を考えてみると、何と言いましても今後の日本經濟における食糧の安定供給、こういう農業の受け持つ重大な使命を円滑に行なつてしまらなければならぬのでございますが、それと同時に、物価問題との関係あるいは労働力の問題との関係というものが重要になつてきております。

これらを総合いたしまして、結局、今後生産性を極力高めていくて、いわゆる高生産性農業を実現しなければならない。その際に、一面において物的生産性を高めることが重要でございます。そういうことで、いわゆる基盤の整備その他のこと極力やはりいたしまして、そして農業

國務大臣の報告に関する件農業基本法に基づく昭和四十四年度年次報告及び昭和四十五年度農業施策について並びに農業者年金基金法案及び農民年金法案(趣旨説明)

基盤の拡充強化をはかつてまいらなければなりません

せん。と同時に、今度は、今後におきますところの就業者数の減少ということも頭に入れまして、これらをあわせまして、一人頭の生産額といふものが

今度の農業者年金が一般の国民年金に比べて計算上不利になつておるといふようなお尋ねがございましたが、これは、御承知のように、今回の農業者年金は、経営移譲を促進するという意味と、

全な財政計算、アクチュアリーというような専門の数字のこまかい計算を入れまして初めてから制度を立てておりますので、御心配のよくなことは起らぬ仕組みになつてござります。

なつておるわけであります

第一の年金の対象の範囲であります、社会党
案の場合におきましては、すべての農業者、いわ
ゆるみずから農業を經營し、農業に従事する者、

(号外)

おきまして、日本の農業の置かれておる現状といふものを直視いたしまして、この自由化を行ないます際には、十分生産性向上の実績というものの等もにらみ合わせながら、一面、行政措置も講じてまいらなければならない。こういうことをうたつておるのでござります。そうして最後に、いわゆる従来の農政の領域を越えましたところの雇用の問題、あるいは土地問題、社会保障問題、あるいは産業立地、公共投資、こうした農政の領域を越えた総合的な対策が必要である、こういうことがうたはれておる次第でございます。(拍手)

を受けるようになりました後におきましても、經營移譲をされた方には二千五百円というようなものが四千五百円とは別に支給されることになつておりますほか、万一途中で脱退、死亡等のことがありまして、脱退一時金あるいは死亡一時金といふようなものを支給いたします仕組みになつておりますので、総合して勘案をいたしますると、決して加入者に損がない、他の制度に比べて損がないといふたてまえのもとに、でき得る限りの国庫の負担も組み入れておる次第でございます。

それからお尋ねがございましたが、将来、經營移譲などの進捗に伴つて加入者が減つてくるではないかというお話をございますが、今度の制度は、もちろんそういうことも織り込みまして、健

なおまた、この制度の仕組みは、経営移譲を十
年間にすべて終わらせるというような構想、魂胆
をもつて仕組んだものではございません。（拍手）
○衆議院議員芳賀貢君登壇、拍手）
答えいたします。
政府案と社会党案のおもな相違点であります
が、その第一は、性格、目的におきまして、社会
党案といたしましては、農民の老後の生活安定を
保障するという立場に立った社会保障制度の上に
立つておるわけであります。政府案の場合におい
ては、その目的を、農業の經營の移譲と、離農、
離村の促進に置いておるわけでありますからし
て、この点がまず性格、目的において大きく異

第三の年金の給付の種類でござりますが、社会党の場合には、先ほど申しましておおり、老齢年金、障害年金、遺族年金、脱退一時金、死亡一時金、特に農民福祉年金を創設することになつておるわけであります。政府案の場合におきましては、経営移譲年金と六十五歳以後における国民年金の上積みとしての老齢年金との二種に限られておるわけでありますて、何といたしましても、社会党の提案いたしました農民年金こそ、本来的な内容を持つものであると考えるわけであります。特にわが党の老齢年金の場合におきまして所有し、經營するでなければならぬということになつておるので、この点が大きく異なるわけであります。

○国務大臣(内田常雄君) お答えを申し上げま

ないかというお話を伺いましたが、今度の制度は、もちろんそういうこととも織り込みまして、健

離村の促進に置いておるわけでありますからして、この点がまず性格、目的において大きく異

な内容を持つものであると考えるわけでありま
す。特にわが党の老齢年金の場合におきまして

は、二十歳から六十歳の年齢範囲におきまして、二十年間掛け金をかけまして、六十歳から年額八万円、月額で一万五千円の老齢年金を終身支給するわけでありますが、政府案の場合の老齢年金については、これは六十五歳から国民年金に上積みをするという形の上に立ちまして、まず経営移譲をしては五千二百円、経営移譲をしない者に対する老齢年金は三千六百円ということになりますので、六十五歳以後における老齢年金額の差といふものは、社会党の月額一万五千円に対しまして、政府案といたしましては五千二百円なまし三千六百円というところに大きな相違点があるわけでござります。

第四の国負担区分につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、社会党の案といたしましては、老齢年金を中心といたしまして、給付すべき費用に対して、国庫から百分の七十五、すなわち四分の三を負担するということになるわけであります。これは他の公的年金から見ると、非常に高率な国庫負担ということになるわけであります。しかし、社会党といたしましては、この制度を、今まで国民年金制度との併用の上に立つてこれを運営するということになるわけであります。さるにまた、被保険者の負担の限界というものを、私たちといたしましては、たとえば被用者年金である公務員年金や厚生年金が、それぞれ被保険者の負担限度といふものがおおよそ百分の四十以内であるということにかんがみまして、農民に対し

なわち国民年金においては政府は三分の一の負担とあります。したがいまして、国民年金の負担と農民年金の負担を総和平均いたしまして、本人の負担の限界といふものを四〇%以内におさめることになれば、この際、百分の七十五を農民年金の場合に負担して、併用して四〇%程度の農民負担ということに理論的な計算を行なつたわけであります。

さらに、社会党が創設いたそらとする福祉年金につきましては、これは来年の一月一日から制度が発足します場合、すでに六十歳に達し、それをこえているという農民が、農林省の統計によりましても、おおよそ百七十万人をこえておるわけであります。これらの農民の諸君は、永年にわたつて農業に専念して、国民食糧の確保に非常な努力をされた。その国民経済的な功績にわれわれが報いると言つても、まだ十分な額ではありませんが、これは無理出の形で月額千五百円を差し上げ、この費用は全額国庫負担とするということにしてあるわけであります。政府案の年金の国庫負担につきましては、經營移譲年金の場合には、その給付の費用に対して三分の一の国庫負担をする金の國の負担区分とやや同一であります。ところが六十歳以上の、いわゆる老齢年金の部分に対しましては、經營移譲者の五千二百円、あるいは經営移譲しなかつた者の三千六百円については、

給付の経費といふものを国はいさかも負担しない、全然負担しないということになつておるわけであります。これはすなわち、経営移譲者と経営移譲をしなかつた者の、五千二百円と三千六百円の差額があるわけであります。これは経営移譲をしない者が非常に不利益な立場の上に立つて、これららの運用によつて老齢年金を給付する、国が全然責任を持たないといふ、こういう他に例を見ないような冷淡な負担といふものが、政府案の特徴になつてゐるわけであります。

最後に、社会党といひましては、これにあわせましてすみやかに国民年金制度の抜本改正を行なひまして、少なくともただいま提出いたしたと同じよう、国民年金の内容におきましても、二十年の掛け金で、六十歳に達すれば少なくとも年額十八万円、月額一万五千円の年金が支給できる。そういたしますと、農民年金と国民年金を合せて月額三万円、夫婦六万円といふ、われわれの志向するところの老齢年金制度が農業者の方にも実現できるということになるわけであります。

さらによつた、今後の問題といひましては、われわれは原産業の谷間にあつて努力をしておる漁民等に対しましても、政府においては十分この措置を検討いたしまして、すみやかに漁業者あるいは林業者等についても、わざが提案いたしました農民年金制度と同一水準の年金制度がすみやかに実現しなければならぬということを考えておるわけであります。

以上、村田議員の御質問に対しましてお答えをいたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 沢田実君。

[沢田実君登壇、拍手]

○沢田実君 大だいま報告のありました農業白書について、佐藤總理並びに農林大臣に質問い合わせます。

農業白書の統計は、ほとんど昭和四十三年度の数字を用いております。それをもとにして昭和四十五年度において講じようとする農業政策を述べているわけであります。最近における一ヵ年間の農業の激変は、有史以来初めてと思われるほどの変化を示しておりますので、二年前の統計資料で検討をいたしましたが、講じようとする施策に対する数字上の裏付けを欠くうらみなしといいのであります。コンピューター時代らしく新しい数値を盛り込み、施策を十分に説明できる白書にしていただきたいと思うものであります。質問の第一は、農業の長期ビジョンを確立せよといふことであります。農業白書はその冒頭において、「農業は急激な経済成長の中で生じた相対的な立ちあぐれ、その立ちあぐれを是正するための近代化、合理化の要請が強まり、加えて国際化の進展に伴う輸入自由化の促進等、内外からの要請が一段と強まり、これまでにないきびしい事態に直面している」と述べております。これはわが国の農業が「まだかつてないほどの興亡の岐路

以上、村田議員の御質問に対
いたします。（拍手）

に立っていることを認めているものと思います。

そのよつて来たる原因を考えますと、農業の長期ビジョンもなく、日本経済全体の中における農業の位置づけも明確さを欠き、國際情勢には目をつけ

むつて、農家所得の増加をもっぱら米価の値上げのみにたよつてきた農政の欠陥にあると思うもの

であります。米作重点の農政から脱皮し、畜産、果樹、園芸等それぞれ需給のバランスを考慮し、その制度を完備し、農家が米以外の作物を安心してつくれる生産のあり方を整えることが最も大切であると考えるものであります。需給のバランスを考慮した制度の完備を主張するゆえんのものは、現在、農林省が行なつておりますメニュー方式であります。

農家の付反別が需要を若干上回るだけで、農家は、農家の付作貧乏といふ、農家にとっては最も忌まわしい事態が発生するからであります。その制度の完備は、現経済体制内において実現可能と信

ずるものであります。農業の長期ビジョンについて、総理並びに農林大臣にその所信をお尋ねいたしました。

第二点は、農業と他産業との所得格差が大きくなりつつあるが、その対策はどうするかという問題であります。農家所得について白書を見ますと、その上昇率は、対前年比で昭和四十二年は一九・五%増であったのに対し、四十三年は一〇%増と急下降をいたしております。さらに四十四年は九%程度であらうと予測されております。農家所得のうち、農外所得を差し引いた農業所得を見

ますと、昭和四十二年の対前年比一二三・四%増に

対し、四十三年はわずか二・三%増、四十四年に至つては一%低下するであろうとの見通しであります。四十四年における農業所得の減少と兼業農

家の増加などから見ましても、農業としては明らかに下り坂になつたことを示しております。さら

に、四十五年度の生産調整と米価の据え置きを考

えますと、他産業との所得格差は一そく激しくな

ることは明瞭であります。物価は上昇し、生活費は高騰を続けております。農業の生産資材も、原

料、労賃、流通経費の値上がりによって上昇いた

しております。したがつて、農家の生活レベルは

どのくらい、果樹ならば何ヘクタール、またどの

ような機械装備を持つことが優良農家のモデルであります。下落線をたどる一方であります。それをカバーするための措置はどうするのか。米価で農業所得を増すことのできない現在、どうして農業所得を上昇させるのか、その政策を総理並びに農林大臣にお尋ねいたします。

第三点は、激化する国際競争に対処するための

わが国農業の体質強化をどうしてやるのかという問題であります。われわれが好むと好まざるとに

かかわらず、農産物の自由化といふ問題は、日本の農業に背負わされた重大な課題であります。政

府は農業を保護するために、関税率の引き上げや課徴金制度等の活用によって、一時は自由化の波を乗り越えるであります。これは決して抜本的な解決とはならないと思うものであります。

農業の体質を強化し、国際競争に堂々と勝ち得る

ようにするには、一体どうすればいいのか、その

お考えを承りたいのであります。

農基法農政以来、規模拡大が叫ばれながら、その実績はほとんど見るべきものはありません。そ

の規模拡大をどうして推進するのか。農地法、農

協法の改正、農業者年金基金法の創設等のみで、はたして可能であるかどうか。国際競争にも勝ち残ることができる自立農家の規模は、一体どの程

度を目標とする考え方なのか。たとえば水田耕作農家ならば何ヘクタール、酪農は乳牛何頭、草地は

どのくらい、果樹ならば何ヘクタール、またどの

ような機械装備を持つことが優良農家のモデルであります。下落線をたどる一方であります。それをカバーするための措置はどうするのか。米価で農業所得を増すことのできない現在、どうして農業所得を上昇させるのか、その政策を総理並びに農

林大臣にお尋ねいたします。

標については、ただいま村田議員の質問に対してお答えがありました。それが優良モデル農家と理解してよろしいかどうか、承りたいのであります。

以上、基本的な問題を三点だけお尋ねいたしましたが、現実に目を向ければ、農家ではたんぱを休耕しなければならないほど土地が余っているにもかかわらず、都会の方々は一本三百円の大根を三つに切つて、その切り身が一個百円、白菜を六つ切りにして一切れ四十円、ネギ一本三十円、玉ねぎ一個五十円も出して買わなければならぬ状況なっています。われわれは国会の中の議論のための議論であつてはなりません。農業者は安心して生産に従事でき、消費者は安定した価格で欲する農作物が入手できる世の中をつくるため、真

剣にその実態の把握、対策の研究、真心を込めた政策の実践を心から希望するものであります。

以上の質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(佐藤榮作君) 沢田君にお答えいたします。

まず、農政の長期的ビジョンについてであります。が、他の機会にこの問題はたびたび申し上げておりますので、詳しくはこの際申し上げません。

一口に言えども、農業を近代化し、農村社会を魅力ある生活環境に整備し、農業従事者が他産業従事者と均衡のとれた生活水準を確保することにあ

る、かように考えます。沢田君は今までの農政につきましてきびしい御批判をされました。私が

は、近年の農業の目ざましい改善が生まれておるところでございますから、これらの点についても十分御理解をいただきたいと思います。

また、他産業との所得格差の問題につきましては、さきに村田君にお答えいたとおりであります。国民経済の健全な発展のためには、国民经济の各部門の調和のとれた発展が必要であり、そのためには農業基本法の基本方針にのつとつて所得格差の縮小につとめてまいります。

具体的な対策のお尋ねがありましたが、これはまさに農業全般の展開によって当たるべき問題であります。

まさに農業全般の展開によって當たるべき問題であり、さきに明かにした総合農政の推進なり、今

回報告した昭和四十五年度において講じようとする農業施策は、詳細にその考え方を明らかにした

ものであります。

また、国際競争に勝つためのお尋ねについても十分明らかにしているところと考えます。

ただ一言この際申し加えておきたいことは、農業構造を改善し、農業の近代化をはかつていくためには、農地制度はもとより、農政固有の領域を越えた多くの課題に対処するため、広く国民経済的見地から総合的な対策を進めていくことが必要であることであります。あわせて申し上げますが、たといまほは、ただこの決意だけを強く申し上げておきます。

なお、お尋ねのありました自立經營規模、あるいは片一方で野菜は不足しているではないかなど具体的な問題につきましては、農林大臣からお答えさせることにいたしたいと思います。(拍手)

○國務大臣(倉石忠雄君) お答えいたしました。白書に盛られている統計、なるべく最近のものをとるようになよとどく、このことは全く同感でございまして、だんだん私どももそのように努力をいたしてまいります。

農業のことをいろいろお話をございました。で、私ども、今後における農政の課題は、何といましても古くからやつてまいりました米、麦を中心とした日本の農業から、今日のあらゆる客觀情勢に即して、どのように脱皮して近代化した農業が営めるかということだと思います。したがつて、非常に大きな困難な転換期を無事に乗り切つ

て、国民多数の需要の動向に即応した農業生産体

系に移行してまいりまして、いまお話のありますたような他産業と比較して、ひけをとらないようただ一言この際申し加えておきたいことは、農業を育成していくことがわれわれの最終的目標でございますが、そのためには、政府の諮問機関であります農政審議会の答申もあり、また、私どもが発表いたしております総合農政推進の方向等につきましても述べておりますように、やはりどこまでも国際競争力を維持できるよう、しっかりした農業を育成していくことが大事だと思ひます。

いまお話のございました昭和五十二年度をめどにして、単作の米づくりなら四ないし五町、酪乳業ならば二十頭程度の牛を飼うことによつぱうに一応目標を出しておられますけれども、これとてもこの状態で、しかば非常に近代化した国々の農業に対抗できるかといつたら、さようなものではございません。一応のこれはめどであつて、さらにおつとつかりした規模を拡大をいたしていふ必要があると思います。御存じのように、日本本の農業の平均的な耕地面積は大体一ヘクタールそこそこござりますけれども、ヨーロッパの諸国は大体十ヘクタール、十倍以上の規模拡大をいたしております。その他の經營についてもそのとおりであります。したがつて、わが国の農業がりつぱな一つの産業として立ちいくためには、どうしに、去年の暮れからしばしば参りました寒波と、五十日以上にわたる大干ばつのために、こういうような状態になつておつたわけであります。まことに遺憾千万でありますけれども、春野菜が出回

は、そのように考えました。かなり長期にわたりて兼業農家といふものは持続するはずであります。したがつて、そういう兼業農家をどのよう

な農業を育成していくことがわれわれの最終的目標でございますが、そのためには、政府の諮問機

閣であります農政審議会の答申もあり、また、私どもが発表いたしております総合農政推進の方向等につきましても述べておりますように、やはりどこまでも国際競争力を維持できるよう、しっかりした農業を育成していくことが大事だと思ひます。

○副議長(安井謙君)

総理大臣がお答えになりましたように、農業だけの考え方ではなくて、今日、国際競争の中に立つべき日本経済の全体の中における農業の位置づけをどのようにするかということが、私どもの大きな問題ではないかと思いまして、すべてそういうことに焦点を合わせて農政を推進してまいります。

同時にまた、御指摘になりました価格のことでもございますが、私どもは、いま農林省が銳意やつておりますことは、一つ二つの品物につきましておりでございます。

○副議長(安井謙君)

○副議長(安井謙君) 日程第三、防衛府設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。中曾根国務大臣。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 防衛府設置法等の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容について、御説明いたします。

この法律案は、防衛府設置法のほか、自衛隊法並びに防衛府職員給与法の一部改正を内容としております。

法律案の概要を申し上げますと、防衛府設置法の一部改正は、自衛官の増員及び審議会等の統合、改組のためのものであり、自衛隊法の一部改正は、准尉制度を新設し、予備自衛官を増員するためのものであり、防衛府職員給与法の一部改正

るころになつてしまひましたので、ほつほつそろいうことについては是正されてまいると思いますが、なお、地方農政局を通じまして、大消費地に向かってすみやかに出荷のできるように、たゞまいいろいろな角度から指導をいたしておる最中でございます。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(安井謙君)

総理大臣がお答えになりましたように、農業だけの考え方ではなくて、今日、国際競争の中に立つべき日本経済の全体の中における農業の位置づけをどのようにするかということが、私どもの大きな問題ではないかと思いまして、すべてそういうことに焦点を合わせて農政を推進してまいります。

同時にまた、御指摘になりました価格のことでもございますが、私どもは、いま農林省が銳意やつておりますことは、一つ二つの品物につきましておりでございます。

○副議長(安井謙君)

○副議長(安井謙君) 日程第三、防衛府設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。中曾根国務大臣。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 防衛府設置法等の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容について、御説明いたします。

この法律案は、防衛府設置法のほか、自衛隊法並びに防衛府職員給与法の一部改正を内容としております。

法律案の概要を申し上げますと、防衛府設置法の一部改正は、自衛官の増員及び審議会等の統合、改組のためのものであり、自衛隊法の一部改正は、准尉制度を新設し、予備自衛官を増員するためのものであり、防衛府職員給与法の一部改正

は、准尉の俸給月額を定めるためのものであります。

さらに、法律案の具体的な内容について、御説明いたします。

防衛庁設置法の一部改正は、第一は、自衛官の定数を、海上自衛隊五百十人、航空自衛隊四百七十四人、計九百八十四人増員するための改正であります。海上自衛官の増員は、艦船の増加に伴い必要となる人員並びに航空関係の部隊、後方支援部隊等の充実のため必要となる人員であり、また、航空自衛官の増員は、ナイキ部隊の新編並びに航空保安管制等の部隊の充実のため必要となる人員であります。

第二は、現在、防衛施設庁の付属機関として置かれている中央調達不動産審議会と、被害者給付金審査会とを統合して防衛施設中央審議会とし、その組織、所掌事務等を整備するとともに、防衛施設局の付属機関として置かれている地方調達不動産審議会を防衛施設地方審議会に改めるための改正であります。これは、政府の行なう行政改革の一環として審議会等の統合を行なうとともに、防衛施設の運用による障害に関する事項についても広く学識経験者の意見を徴し、民意を反映させることをねらいとしているものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について、御説明いたします。

その一は、自衛官の階級として、一曹と三尉の間に、准尉の階級を設けるための改正であります。

この准尉制度の新設は、自衛隊の部隊等の効率的な運用と、人事の適正な管理とをはかる必要から行なうものであり、あわせて曹の階級の自衛官のいたします。

その二は、自衛隊の予備勢力確保のため、陸上自衛隊の予備自衛官三千人、海上自衛隊の予備自衛官三百人、計三千三百人を増員して、予備自衛官の員数を三万六千三百人とするための改正であります。なお、海上自衛隊の予備自衛官は、今回新しく設けられる制度であります。

最後に、防衛庁職員給与法の一部改正について御説明いたします。

これは、准尉制度の新設に伴い、准尉の俸給月額を定めるための改正であります。(拍手)

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

○副議長(安井謙君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

上田哲君。

【上田哲君登壇、拍手】

○上田哲君 ただいま提案されました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして、私は日本社会党を代表し、安全保障論の基本に触れておるところをねらいとしているものであります。

そこで第一の質問は、総理及び防衛庁長官にお伺いいたします。

今後十年を見通す政府の防衛戦略展望についてあります。フランスの権威ある新聞、ル・モンセンサスであります。一口で言えれば、今日以降、

七二年当初までは、今後の日本の安全保障をどうしていくのかについて、政府や国会の中だけでなく、広く全国民参加の中で真剣な討議が進められなければならない歴史的に重要な期間だと思いま

す。きわめて率直に言いますが、今後とも非武装化を堅持する社会党としても、いまや現実に世界有数の戦力として存在する二十五万八千七十四人の三軍自衛隊と、いま策定されつつある四次防、五次防の内容を直視して、そこから安保条約廃棄への道筋を説きあかすのでない限り、中立保

障論は説得力を持ちません。同時に、また一方、三百議席の政府・与党としても、ただ国を守る気概だけを鼓吹するのではなく、実行することも不可能であります。なぜとなれば、たとえば今回の防衛三法改正案のように、いかに予算上隊員の定数をふやし、階級の新設や待遇の若干の改善をはかるとしても、すでに自衛隊への入隊希望者の数が落ち、現在二万六千三百三十人の欠員が生じている現状は、もし国民の「そういう理解を得ないならば、いまや百の法律をつくるよりも百人の隊員をつくることのほうが困難になっている」とさえ言えるからであります。

そこで第一の質問は、総理及び防衛庁長官にお伺いいたします。

われわれの国では、近く國の骨格を変えるような膨大な軍事計画が発足しようとしています。われわれの国にいま求められているものは、七〇年

代を見通す冷徹な展望との確なナショナル・コン

トロニクスであります。日本社会党を代表し、安全保障論の基本に触れておるところをねらいとしているものであります。

そこで第一の質問は、総理及び防衛庁長官にお伺いいたします。

今後十年を見通す政府の防衛戦略展望についてあります。フランスの権威ある新聞、ル・モン

セ・モンセスであります。一口で言えれば、今日以降、名入りの記事で、中曾根防衛庁長官が、三月第一週の外人記者の会見で、次のように述べたと報じております。「日本は地理的に見て、非常に狭隘な部分に押し込められているような状態なので、日本が第二次撃能力を持つということは問題外である。つまり、日本のすべての核施設は、抑止力としての信頼性をほとんど発揮できないまま、相手からの第一撃攻撃で破壊されてしまうだろう。だが、実のところ日本は、アメリカ、ソビエト、中國という三つの核大国に取り囲まれており、それらの軍事力は自己相殺的となっているので、この

ことは重要な視点であります。そしてこのような状況にある国の役割としては、第一級の軍事大国としての戦略を発展させることになるべきだ」と、こういふのであります。今日のアジア太平洋地域の軍事状況を核の手話まりといふ力学で見ることは、私もおおむね正しいと思います。わが国の当面の安全が、他国にぬきんでた軍事力によってではなくて、他国の手話まりの力学によって保障されているというこ

とは重要な視点であります。そして、さらに重要な視点は、その力学を成立させているものは、日本が決してアメリカの核のかさの中だけにあるのではなくて、中国やソビエトのかさの中にもあるのだ

だという事実であります。私は、この明らかな事実と論理を中曾根長官とともに確認できるであろうことを期待いたします。

そもそもわが国における中立保障とは、スイスのよ

の戦略価値を、これを取り巻くいかなる国にも提供しないことによつて、周囲の国々との間につくり上げる友好的な力学的均衡上の安全保障でありますから、防衛府長官の核手詰まり論の主張は、期せずして、ここにかねてからわれわれの言う中立保障の条件が成熟していることを証明してくれたことになります。軍備競争の結果が必ず列強間に手詰まりになることは歴史の教訓であります。あとはわが国のイニシアチブによつて、その力学の相対的通減をはかること、それこそ外交の優位であり、その外交の基本姿勢は中立論でなければなりません。中曾根長官は、最近ピエール・ガロア、アンドレ・ボフレ両将軍と深く話し合つた後、核抑止国家といふ考え方を変えるに至つたと外人記者団に語られたそちらでありますけれども、ここでわが国十年の展望をかけて中立保障論へ踏み切るお考えはありませんか。また、いすれにせよ、第二級軍備論といふのは、今後の政府の防衛戦略の基本としてきわめて重要であります。この考えを堅持されるかどうかを中心にして、総理及び長官から詳しく御説明をいただきたいと思います。

第二に、四次防の基本性格について、総理及び防衛府長官からお伺いいたします。

中曾根長官が核手詰まり論と第二級軍備論を根底に持たれる限り、そこから発想されたと見られる防衛五原則は、防衛費の野方國な膨張を抑える歯どめであるとの説明は理解できることであります。しかし、一面では、いま策定中の四次防や、

の戰略価値を、これを取り巻くいかなる国にも提供しないことによつて、周囲の国々との間につくり上げる友好的な力学的均衡上の安全保障でありますから、防衛府長官の核手詰まり論の主張は、期せずして、ここにかねてからわれわれの言う中立保障の条件が成熟していることを証明してくれたことになります。軍備競争の結果が必ず列強間に手詰まりになることは歴史の教訓であります。あとはわが国のイニシアチブによつて、その力学の相対的通減をはかること、それこそ外交の優位であり、その外交の基本姿勢は中立論でなければなりません。中曾根長官は、最近ピエール・ガロア、アンドレ・ボフレ両将軍と深く話し合つた後、核抑止国家といふ考え方を変えるに至つたと外人記者団に語られたそちらでありますけれども、ここでわが国十年の展望をかけて中立保障論へ踏み切るお考えはありませんか。また、いすれにせよ、第二級軍備論といふのは、今後の政府の防衛戦略の基本としてきわめて重要であります。この考えを堅持されるかどうかを中心にして、総理及び長官から詳しく御説明をいただきたいと思います。

第二に、四次防の基本性格について、総理及び防衛府長官からお伺いいたします。

中曾根長官が核手詰まり論と第二級軍備論を根底に持たれる限り、そこから発想されたと見られる防衛五原則は、防衛費の野方國な膨張を抑える歯どめであるとの説明は理解できることであります。しかし、一面では、いま策定中の四次防や、

最近の防衛五原則の中にも若干の混乱と矛盾が目につきます。長官が、わが国の軍備は相手国の第一撃で壊滅されてしまうだろう、また、第二撃能力をを持つことも無意味だろと言わることは正しいし、それならば、やがてわが国は、長官の言われる第二級の軍備を持つことすら不必要だといふ結論に必然的に導かれることになります。百歩譲つて、それでも局地戦あるいはいわゆる間接侵略に対する軍備がなお必要だと主張されるとしても、その場合は、きわめて常識的な規模の兵器、兵力の保有に限られることになるはずであります。ところが、中曾根長官は、さきの衆議院での質疑で、四次防の規模を五兆二千億円から六兆四千億円の幅でお認めになりました。これは非常に大きい。四次防の内容は、想定されるところだけでも、まず空軍は、電子情報偵察用のAEW——早期警戒機——をはじめ、F-86の後継機と目される対地支援機TXや、空対空ミサイルAS-3Dの開発を目指しております。また、今回の増強の中心である海上自衛隊は、対空、対艦のスタンダード・ミサイルの装備にも乗り出すことになつております。いすれにしても、F-86やF-104の単座が増トンで乗り組み員は大幅にふえるに違ひありません。これでは歯どめと言えるかどうか、長官の言われる必要度ということばが心配になつてしまふ。このように見れば、四次防、ひいては五次防の目ざすものは、領空、領海での防衛か

ら、公空、公海上での防衛、それはとりもなおさず、いわゆる攻勢防衛にならざるを得ないのではありませんか。政府の意図はどこにあると、軍事技術の行き着く先は、攻撃的能力の増大に結びつくのでしょうか。しかし、こまかいことは委員会審議に譲りますが、防衛府長官から次の点だけを明確にお答え願いたい。

四次防の原案は、間もなく防衛府内で秋までにはきまるといわれていますが、その総額見込み、それからきわめて具体的に、海上自衛隊の艦艇の総トン数は二十万トンに達するのかどうか、もう一つ、ファンタムは百四機から何機ふえることになるのか、以上、重要な基準になりますので、きわめて明確にお答えいただきたいと思います。

第三に、四次防と並行することになる外交論について、総理と外務大臣から伺いたく思います。中曾根長官の提起された防衛五原則でも、軍事に対する外交の優位が明記されております。また、たび重なる答弁の中でも、政府はいわゆる仮想敵国は持たないと言つております。しかし、たとえば六八年秋、ファンタムの機種決定の際、ORで、某国の大東空軍の機種、性能について、わが国の四次防末期に到達すべき戦力をコンピューターではじき出し、これに対応してバトル・オブ・ブリティンの撃墜率三〇%に当たるものとして結論を導き出したのは、すでに公然の秘密になつて

います。日本列島でのレーダー配置からしても、仮想敵の存在は常識であります。また、防衛計画の根底にある防衛府用語に、「脅威の見積もり」という言葉があります。これは、言うまでもなく、仮想敵の能力を言い当てています。この際、「脅威の見積もり」ではなく、「脅威撤去の見積もり」としての外交路線を立てなければなりません。日本の安全保障のための外交路線は、言うまでもなく今後十年間をかけての中立政策への志向であろうと思います。今日あらゆる世論調査によつても、あえて武装、非武装の別を越えれば、日本に中立政策を求める声は国民の過半をはるかであろうと思われます。政府は、このナショナルコンセンサスを無視することはできません。そこで政府は、当面、一方に日米安保条約を置きながらも、必要によってはアメリカ側の了解を取りつけつつ、進んでアジアの未承認諸国との国交回復の交渉を七二年に向けて開始すべきだと考えます。が、総理及び外務大臣の御見解はいかがでありますか。近隣未承認諸国との国交問題は、「よど」号事件以来、さらに国民の間の一般的な願望にもなつております。総理、外務大臣は、常々近隣諸国との友好増進はわが国外交の基本と述べておられます。しかし、たとえば六八年秋、ファンタムの機種決定の際、ORで、某国の大東空軍の機種、性能について、わが国の四次防末期に到達すべき戦力をコンピューターではじき出し、これに対応してバトル・オブ・ブリティンの撃墜率三〇%に当たるものとして結論を導き出したのは、すでに公然の秘密になつて

交換位論の具体的な道筋を承りたいと存じます。

第四に、防衛産業の問題について、総理と経企
官長官から伺いたく思います。

防衛庁長官は、ほかの質問に答えて、昭和四十
二年度のデータをもつて、防衛産業がわが国の鉱
工業生産に占める割合を、わずかに〇・四%にす
きず、産軍機器などはおよそ関係がないと言われ
ております。しかし、ここで重要なことは、およ
そ政府支出は経済の波及効果を通じて乗数的に有
効需要を増大させていくものであるということで
あります。たとえば経済企画庁の経済研究所のペ
イロットモデルによる試算でも、それぞれ一千億
の追加政府投資は、最初の年で千六百八十億円、
次の一年間に二千八百四十億円、つまり初めの一
年間だけでも四倍半の四千五百億円もの有効需要
が生み出されます。さきの四十二年度のデータに
よれば、三年前のデータであっても武器弾薬生産
は九八・四%、航空機生産すらが六五・二%の依
存率を持ち、これに対する支出はすでに数倍の乘
数的効果をあげているわけでありまして、この軍
事支出の持つ有効需要創出効果のゆえにこそ、や
がて抜き差しならない産軍体制が生まれるわけで
あり、アメリカの懸念もいまここにあるはずであ
ります。佐藤経企庁長官は、軍事費の有効需要創
出効果に七〇年代の日本経済の活路を展望される
のか、さもなくば経済政策上の立場から防衛支出
に何らかの歴史と力を加えられるのか、その点を明
確に伺いたいと思います。

号外

官報

さらに、この問題は国内だけにとどまらず、東
南アジアへの膨大な武器輸出の問題があります。
これについてただしたい多くの具体的論があります
が、通産大臣の御出席がないので、武器輸出のあ
り方について基本的な考え方を総理から承り、質
疑を委員会に譲ることにいたします。

最後に、安全保障の長期展望として、軍縮の問
題について、総理と防衛庁長官に決意を求める
と願います。七〇年代、われわれの国が平和で豊
かな太平洋国家として成立するために、われわれ
の安全保障は、一つには国内の社会保障、民生の
充実をはかるとともに、進んで世界軍縮へのイニ
シアチブをとることであろうと思います。今日ま
での果てしない軍拡競争は、現在、人間一人当たり
頭の上に爆薬十五トン分を持っているというこ
とになりますが、さらにそれが七〇年代の半ばに
は五倍にもなろうとしていますが、軍備、もとより
核軍備を含めて、その意味するものとその力は
相対的に低下しつつあるとの世界認識は、すでに
議者の否定し得ないところであります。核軍備競
争の行き着くところは、核とゲリラだけになると
いわれています。核攻撃のシェルター防備が極限
に達したアメリカでさえ、現在陸軍では、核戦争
への訓練としては、兵士にそれぞれシャベルを持
たして、砂地に穴を掘り、放射能よけビニール袋
をかぶって、いかに生き延びるかといふ原始的な
訓練を大まじめに繰り返しています。この姿を笑
う者は、太平洋戦争以来のバターンをいまだに

迫つて軍備拡張競争に狂奔する姿を、さらに笑わ
なければなりません。この時代は、われわれが日
本の安全保障についていかに議論をしたかを後に
必ず振り返られる時代であります。七〇年代を見
通すわが国の安全保障のあり方について、いまこ
そ全国民的コンセンサスを構築し、われわれが軍
縮へのプランを、最大の安全保障として、真剣に
世界に提起することは、きわめて重要な歴史的任
務だと思います。たとえば、少なくとも国会内
に、防衛委員会にあらず、軍縮委員会を設けるお
考へはありませんか。七〇年代を見通す日本の平
和のあり方と世界平和への貢献のあり方について
、総理と防衛庁長官の歴史に刻むべき意欲ある
答弁を求めて、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 短時間の間によく多数
の問題を提起されたと、心から驚きましたが、同
時にまた、私もできるだけお答えしたいと、かよ
うに思います。まあ漏れなくといつもりでござ
います。

わが国の安全保障につきまして、政府の基本方
針は、これはもう一貫しております。すなわち、
国力、国情に応じて自衛力を整備し、その足らざ
事であり、私は今後ともこの点について国民各位
の広範な理解を得るよう努力する考えであります。
次に、第四次防計画についてお尋ねがございま
した。ただいま、この問題は、私からこの場所で御
報告するような段階でないこと、これをお断わり
申し上げておきます。したがって、お答えできま
せん。

先日の緊急質問でもお答えしたのでござります
が、可能な限り近隣諸国との友好関係を増進する
ことは政府の基本方針であります。未承認国との

れるよう主体的な努力を払う決意であります。

次に、中立政策につきまして国民的合意ができ
ておるではないか、こういう言い方をされまし
たが、世論調査にあらわれた中立指向の数字、こ
れは上田君もよく御承知だと思いますが、武装中
立、非武装中立全体を含めたものであります、そ
いわゆる社会党の主張される非武装中立はわざか
一七%ぐらいしかなかったと記憶しております。

それよりも、最近のできどあります。ソ連の
日本近海での爆撃演習通告などに対する国民の
反応ぶりなどから見て、また、これは各党も同様
であります。國民だけではありません、その反
応ぶりなどから見まして、自分の國は自分の手で
守るという國民の防衛意識は以前よりもかなり
はつきり出てきていると私は見ております。いず
れにしても、國の独立を保全するためにはかかる
努力がなされなければならないかといふことが大
事であり、私は今後ともこの点について國民各位
の広範な理解を得るよう努力する考えであります。

るのは、わが國からの武器輸出によりまして、紛争などを助长することは厳に避けなければならぬとの考え方に基づくものであります。その意味で、軍隊が使用し、直接の戦闘の用に供せられる武器の輸出につきましては、いわゆる三原則を明らかにしております。これに抵触する場合は原則として輸出しないことにしており、これで足りると考えております。最近三ヵ年間の武器の輸出実情は、わずかに四十二年度七千七百万円、一億円にはもちろん達しておりません。四十三年度五千九百万円、四十四年度はわずかに四百万円であつまして、英國等に見本用として小銃がごく少數

関係につきましては、従来からも、經濟、文化等の交流を積み重ねる方針をとっております。今後とも、國際信義を貫きつつ、相互の立場を尊重し合つて、一そう交流をはかる考え方であります。私は一貫して申し上げておりますとおり、現在の日本は仮想敵国といふものは持つておりません。したがつて、その考え方を変えるつもりはありませんし、またその必要も認めておりません。防衛産業と自衛隊との関係等についていろいろ御心配がございますが、いわゆるわが国にはこれといふほどの防衛産業はまだでき上がりでないことは、御承知のとおりでありますので、あまり先走つての御心配はなさらない、ように、また、いわゆる産軍合体、かような問題が起こつておらないことをこの機会にはつきり申し上げておきます。

〔国会に特殊の委員会を設けるよといふ御提案であつたかと思ひますが、それなどは国会でおきめいただければけつこうだと思ひます。(拍手)〕

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 上田議員の第一の御質問は、十年くらいの防衛戦略の見通しを述べよということです。さうですが、私は、目下の情勢では世界大戦の可能性はきわめて少ないと思います。しかし、局地戦とか代理戦争、そういう紛争の可能性は各地にあると思います。そして、このような時代にありますては、軍事と政治の混在した総合戦略というものが非常に強く浮かび出て

輸出されているほかは、そのほとんどが護身用の拳銃であります。このことも申し添えておきます。

アメリカの大きなかさが最後の威力を発揮する、
そういう性格を持つておりますので、国威を発揚
するといふ意味で核を持つということは意味があ
るかもしれませんけれども、大局的に見た場合に
は、やはり最終的な大きなかさというものが決定
的な意味を持つてくると思われますので、日本の
ような場合に核を開発することは賢明であるとは
思いません。そういう経済的負担によつてあるい
は国民的コンセンサスが失われるほうが、はあるか
にマイナスが多いように私は考えております。

まいると思ひます。現にベトナム戦争や中近東戦争を見ますと、交渉と戦争は併存しておりましたり、軍事の中に平和があつたり、平和の中に軍事が込められている、そういう現象が顕著に見えると思います。したがつて、この時代に一番大事なことは、内政の安定、それから国民的コンセンサスをしつかり確保しておくということであると思ひます。

そこで、わが国の当面の防衛方針といたしましては、自主防衛と安保体制を結合していくといふことが合理的であると思ひます。核抑止力につきましては、ロベール・ギランが申されたことは大体私の真意を伝えております。しかし、特に考えたいと思いますことは、戦略的に見ますと、小さな核のかさは大きな核のかさに包摂されてしまつ

は外交戦略であると思います。そういう意味において、防衛は外交と一体になつていくということは賢明であると思うわけあります。

四次防につきましては、私が申し上げました自防衛に関する五原則は最大限これを採用していくべきだと思います。そういう考え方を持つてやりますので、最近、軍国主義復活云々といふような情報が海外から参りますが、そのようなおそれは絶対にないと確信いたします。

次に、守るという点でございますけれども、第一級国家の軍備も必要になつたのではないかと

それから、中立保障論はどうだといふ御意見でございますが、私はその考えには賛成できません。やはりアメリカの核というものによつて、同時にまたソ連の核といふものの存在によつて核抑止力があると思います。アメリカの核だけであるのではなくつて、やはりソ連がこれに対抗するだけの核があつて初めて手詰まりが生まれてきてゐる、こう思います。日本としては、やはりアメリカの核抑止力というものに依存せざるを得ない状況にござります。そういう意味におきまして、中立保障論ということは目下成り立たないと思うのであります。

それから中級国家としての日本の戦略でござりますが、私はそのような核を持たない中級国家の対核戦略というものが成り立てるのではないか

いうことを申されましたけれども、私は、防衛と
いうものは祖先から子孫に引き継いでいくわれわれ
の国民の生活体とその国土を守る、そういうふう
に考えます。そういう意味におきまして、その日
本なら日本の歴史的な環境、地政学的位置等に応
じたある長期間を考えた平均的な防衛体系ないし
は防衛の規模というものは考えられると思うんで
す。今日の時点だけを考えて防衛が不要であると
いう考えは成り立ちにくい。日清戦争、日露戦争
以前、それから将来にわたってまでの非常に長い
歴史的見通しを持ちまして、それにたえ得るだけ
の防衛構想というものを持つ必要があるよう思
います。

最後に御発言になりました。平和で豊かな太平洋国家として生きよといふお考えには全く同感でござります。そして国際的軍縮委員会に参加せよといふお考えにも同感でござります。われわれいたしましては、周辺国家との軍備拡張の悪循環におちいらないよう、特にこの点は戒心していくべきものだと思います。しかし、軍縮問題も含みました防衛に関する委員会をぜひつくっていただきたい、このようにお願ひいたしたいと思います。(拍手)

〔國務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○國務大臣(愛知揆一君) お答えいたします。

私は、かねがね日本の外交方針の一つのスローガンとして、平和への戦いということを使つております。一言にして言えは、国際緊張の緩和ということが外交政策の基本でなければならない。体制の異なる国とも友好親善関係ができるだけつくり上げていきたい。南北問題を解決したい。軍縮努力を中心とする国連外交、そして各種の国際協力といふことが四本の柱であろうかといふことは、外交演説でも申し上げたとおりでございまして、理想的な方向だけについては、私も同感するところが非常に多いのです。

ただ、現実の国際環境がきわめてきびしい現実でございますから、その間に処して平和への戦いを着実に進めていきたいと考えております。

なお、外交、防衛が車の両輪であるという御趣

旨の御発言であつたと思ひますけれども、そういう点に着目いたしまして、すでに第三次佐藤内閣になりましたから、外交、防衛の協議会をつくりまして、こういう点の努力も新たにいたしておりますことは御承知のとおりでござります。

軍縮につきましては、かねがね私の意見をしじはしば申し上げておりますから、あえて多くを申上げませんが、一その努力を傾注いたしたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣佐藤一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤一郎君) お答え申し上げます。

防衛産業は、御指摘のとおり、ただいま工業生産額全体で〇・五%と、まあ一%に満たない程度の存在になつておられます。今後のことを考えますると、御存じのように、わが国の工業生産全体がまだまだ相当高い伸び率をもつて伸びていくことになりますので、防衛産業のウエートが特に高まる、こういう見通しはあまりございません。したがつて、これが特に取り上げておらないような実情でござります。新しい計画におきましても、したがつて、考えるかといふことで、防衛費の歴どめをどういます。そういうことで、防衛費の歴どめをすれば、これは現状のような推移でござりますれば、別にどの産業上特に大きな問題にはならないと考えてい

御存じのように、新計画におきましては全体の産業の高度化、構造の高度化ということを特に日にますけれども、この部分だけの波及効果といふ意味においては總体的には波及効果が伸びてまいります。これがどうぞ、この部分だけの波及効果といふものが特に伸びるということでもないと考えておるわけであります。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(安井謙君) 日程第四、肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長園田清充君。

[審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載]

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十五年三月四日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案

肥料価格安定等臨時措置法（昭和三十九年法律第百三十八号）の一部を次のようにより改正する。

附則第二項中「五年以内」を「十年以内」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔園田清充君登壇、拍手〕

○園田清充君　ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律案は、農業及び肥料工業の現状にかんがみ、肥料の価格の安定と輸出の調整をはかるため、肥料価格安定等臨時措置法の廃止期限を五カ年間延長しようとするものであります。

委員会における審議の経過につきましては会議録により御承知を願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

統じて北村理事から、今後の肥料工業の合理化対策等五項目にわたる附帯決議案が提出され、これも全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（安井謙君）　別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	重宗 雄三君	副議長	安井 謙君
原田 立君	峯山 昭範君	山内 一郎君	佐藤 隆君	山田 徹一君
萩原 幽香子君	山田 勇君	河口 陽一君	岩動 道行君	向井 長年君
青島 幸男君	塙出 啓典君	船田 讓君	任田 新治君	高山 恒雄君
藤原 房雄君	中沢伊登子君	柴田 栄君	吉江 勝保君	横山 フク君
山高しげり君	市川 房枝君	津島 文治君	堀本 宜裏君	小平 芳平君
三木 忠雄君	内田 善利君	青柳 秀夫君	森 八三二君	山本 敏三郎君
沢田 実君	瓜生 清君	前田佳都男君	鍋島 直紹君	渡辺 一太郎君
楠 正俊君	阿部 憲一君	徳永 正利君	木内 四郎君	安田 隆明君
黒柳 明君	上林繁次郎君	西郷吉之助君	新谷寅三郎君	永野 鎮雄君
田渕 哲也君	井野 碩哉君	木野 正利君	上原 正吉君	平泉 渉君
伊藤 五郎君	古池 信三君	菅野 優作君	木内 四郎君	西村 昭彦君
波谷 邦彦君	土屋 義彦君	井野 碩哉君	栗原 祐幸君	鬼丸 勝之君
山本茂一郎君	玉置 猛夫君	上原 正吉君	温水 三郎君	大森 久司君
中津井 真君	今 春鶴君	木野 勝治君	森 勝治君	中村喜四郎君
	園田 清允君	古池 信三君	谷口 慶吉君	澤田 一精君
		木野 勝治君	佐野 芳雄君	二木 謙吾君
		井野 碩哉君	中村 波男君	井川 伊平君
		菅野 優作君	小野 明君	源田 実君
		木野 勝治君	川上 炳治君	佐野 芳雄君
		佐野 芳雄君	中村 波男君	西村 関一君
		佐野 芳雄君	木島 義夫君	大森 創造君
		佐野 芳雄君	木島 義夫君	小林 武治君
		佐野 芳雄君	林 虎雄君	鈴木 強君
		佐野 芳雄君	占部 秀男君	小柳 勇君
		佐野 芳雄君	斎藤 昇君	斎藤 昇君

官 報 (号 外)

廣瀬 久忠君	近藤 信一君	國務大臣 佐藤 一郎君
加瀬 完君	森中 守義君	國務大臣 中曾根康弘君
阿具根 登君	須藤 五郎君	政府委員
渡辺 武君	野坂 參三君	防衛庁長官官
春日 正一君	達田 龍彦君	房長
前川 旦君	戸田 篤雄君	通商産業省公
山崎 昇君	村田 秀三君	益事業局長
川村 清一君	沢田 政治君	馬場 一也君
松井 誠君	瀧谷 英行君	
吉田忠三郎君	松本 賢一君	
武内 五郎君	北村 輝君	
横川 正市君	矢山 有作君	
中村 英男君	久保 等君	
岡 三郎君	藤田 進君	
亀田 得治君	松澤 兼人君	
小林 武君	大矢 正君	
足鹿 覧君	木村禎八郎君	
加藤シヅエ君	羽生 三七君	
発議者	芳賀 貢君	
衆議院議員		
國務大臣		
内閣総理大臣		
外務大臣		
厚生大臣		
農林大臣		
通商産業大臣		
建設大臣		
國務大臣		

〔第八号参照〕

審査報告書

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月三十一日

参議院議長 重宗 雄三殿
社会労働委員長 佐野 芳雄

國務大臣 佐藤 一郎君
森中 守義君
須藤 五郎君
野坂 參三君
達田 龍彦君
戸田 篤雄君
村田 秀三君
沢田 政治君
瀧谷 英行君
松本 賢一君
北村 輹君
矢山 有作君
久保 等君
藤田 進君
松澤 兼人君
大矢 正君
木村禎八郎君
羽生 三七君
芳賀 貢君

審査報告書

自然公園法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月三十一日

参議院議長 重宗 雄三殿

國務大臣 佐藤 一郎君
森中 守義君
須藤 五郎君
野坂 參三君
達田 龍彦君
戸田 篤雄君
村田 秀三君
沢田 政治君
瀧谷 英行君
松本 賢一君
北村 輢君
矢山 有作君
久保 等君
藤田 進君
松澤 兼人君
大矢 正君
木村禎八郎君
羽生 三七君
芳賀 貢君

本法律案は、柔道整復の業務の実態にかんがみ、これを從来のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律で一括して規制することは不適当であるため、新たに柔道整復師法を制定し、あわせて柔道整復の業務並びにあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の業務の一層の適正化を期するため、罰則を整備する等の改正を行なうものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立公園又は国定公園の海中の景観を保護するため、その区域内に海中公園地区を設けて必要な規制を行なうものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

将来柔道整復師は、その施術に当たり脱臼及び骨折の患部にエックス線照射をするには、診療エックス線技師の資格を取得し、診療放射線技師及び診療エックス線技師法に基づいて行なわなければならぬ。

二、柔道整復師の技術研修の充実に関しては、一層の強化を図ること。

右決議する。

昭和四十五年三月三十一日

参議院議長 重宗 雄三殿

本法律案は、引揚者等に対する特別交付金の請求の実情にかんがみ、その請求期限を一年延長しよろとするものであつて、妥当な措置と認められる。

本法施行のため、別に費用は要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し認を求める件

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月三十一日

参議院議長 重宗 雄三殿

通信委員長 近藤 信一

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条规定に基づき日本放送協会の昭和四十五年度收支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるものである。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上おむね妥当なものと認め、これを承認すべきものと決定した。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

附帯決議

政府および日本放送協会は、次の各項の実施につとめるべきである。

一、協会は、第三次長期経営構想の修正実施に当つては、事業運営の効率化と營業活動の活性化等に努め、計画の実施が受信者負担の増大を招くこととならないよう配意すること。

二、協会は、その公共的使命にかんがみ、社会の急速な進展に即応し、放送内容の刷新向上を図ること。

三、難視聴対策については、辺地にとどめること。

なく、社会の発展に伴うテレビジョン受信障害の増大と多様化に対応し、適切な施策を推進すること。

四、カラーテレビジョン放送の拡充に伴い、良質廉価な受像機の普及対策を積極的に推進すること。

五、協会は、放送法の精神にのつとり、不偏不党の方針を堅持すること。

六、協会は、経営の合理化、近代化をはかり、職員の待遇改善に資すること。

右決議する。

明治二十九年三月三十日
郵便物認可

昭和四十五年四月十日 參議院會議錄第十一号

一部四十四
(配送料共)
發行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二四四一(六代)

三五〇